

第百七十九回国
参議院財政金融委員会會議録第六号

平成二十三年十二月六日(火曜日)

午前十一時十分開会

委員の異動

十二月一日

辞任

横峯 良郎君

補欠選任

水戸 将史君

出席者は左のとおり。

委員長

尾立 源幸君

理事

大久保 勉君

田中 直紀君

佐藤ゆかり君

塚田 一郎君

荒木 清寛君

大塚 耕平君

金子 洋一君

川上 義博君

川崎 稔君

櫻井 充君

広野ただし君

藤田 幸久君

水戸 将史君

愛知 治郎君

鴻池 祥肇君

西田 昌司君

林 芳正君

藤井 基之君

古川 俊治君

若林 健太君

竹谷とし子君

中西 健治君

大門実紀史君

国務大臣

財務 大臣

副大臣

財務 副大臣

大臣政務官

財務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府大臣官房

審議官

内閣府政策統括官

財務省主税局長

中小企業庁次長

国土交通省自動車局長

中山 恭子君

安住 淳君

藤田 幸久君

吉田 泉君

大嶋 健一君

小田 克起君

梅溪 健児君

古谷 一之君

宮川 正君

中田 徹君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(尾立源幸君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る一日、横峯良郎君が委員を辞任され、その補欠として水戸将史君が選任されました。

○委員長(尾立源幸君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の

審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府大臣官房審議官小田克起君外四名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(尾立源幸君) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 おはようございます。

どうも地元(安住)に質問をするのはちょっとしんどいものがありますが、今日はお手柔らかによろしく願っています。

税と社会保障の一体改革のところで昨日総理から御指示がございました。年内を目途にというお話がありました。まず取りあえず現在の景気の状態がどうなっているのか等を総合的に判断していかねばいけないところがあるんだらうと思っておりますが、まず内閣府の方にお伺いしたいのは、現在の我が国の景気の状態というのはどのように判断されているんでしょうか。

○政府参考人(小田克起君) 我が国の景気の状態でございますけれども、震災の影響により大きく落ち込んだ後、持ち直してきておりますが、足下では、サプライチェーンの立て直しが進展するにつれて、その追加的なプラス効果が薄らいできていること、また海外景気の影響の弱まりなどから輸出が横ばいとなっていることから景気の持ち直しテンポは緩やかになっていると、このように判断しております。

○櫻井充君 地元で本当に大変な震災を受けたわけですが、ピンチがチャンスに変わっているといいますが、大幅な財政出動によって、先週も地元の繁華街(分町)に行ってみました。物すごい人出です。仙台はすく景気がいいと私は思うんですが、ちよつと通告していませんが、大臣、もし御地元に戻られていたとすればどう御判断でしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 櫻井委員からまず質問をいただく前に、一言御礼を申し上げます。

震災特設法のこの質疑に關しまして、お昼休みをまたいでこうして御審議いただくことを、改めておわびと御礼を申し上げます。与野党の先生方に大変感謝を申し上げます。

今のお話ですが、実は私も今週末ちよつと地元(安住)に帰る用事があるんですが、建設会社の地元の社長さんたちから、やはり人手が足りないの、で全国からもう今かき集めているんだけれども、宿泊先がないので、復興で人を集めてもなかなかそれを泊められないので、仙台から車で通ったりしている。例えば、大工さんの日当等も、実は石巻の平均は一日五千円か六千円なんですけれども、それが今二万円になっている、三食付きです。

ですから、そういう意味ではやはりこの公共投資が非常に、何といいますが、復興を加速させていて、それが今、櫻井さんも私もよく行くこの国分町の繁華街をやっぱり活性化させているんだらうな。現に、仙台市内はホテル等の宿泊の予約も大変今は難しい状況になっているということを十分認識しております。

○櫻井充君 そういう状況であるんですが、二週間ほど前、ちよつと用事があった名古屋に行ってみました。数年前に、リーマン・ショックの前に行った名古屋の状況とはもう全然違ってい

て、かなり景気が冷え込んでいるなという印象を受けましたし、東京でも、飲食店の方々にお話を伺いますと、こんなに悪い状況は今までかつてないんじゃないだろうかというお話がありました。

そうすると、私、財務省の中にいた際に復興需要が日本全体の景気を引っ張っていくんだという議論をしておりまして、ですから、地域に財政支出動していけば、国全体が消費も上がって景気が上向いていって、そこを契機に財務省として財政再建を果たすべく税を上げられるんじゃないだろうかという議論をさせていただいていたんですが、どうも我々が思っているような展開になってきていないんじゃないだろうか。これは現在の状況だからそうなのか、今後更に財政支出をあの東北の地域に行っていけば景気が良くなっていくんだらうかと、この辺についての見通しがもしあれば御答弁いただければと思います。

○国務大臣(安住淳君) 実は私も少し感じておりますのは、受け入れるキャパの問題がどうもやっぱり三陸地域にあると。宿泊所が足りないというのはまさにその典型でございます、言わば供給が分散をしていくんじゃないかと、やっぱり限られたそのエリアの中で、どうしても人を集めてもそこが宿泊場がないと。ですから、そういう点で今、例えば私の地元では、大手の例えばコンクリート会社土地を買収してそこに工場を建てて、そこでもうコンクリートをほかから持つてくるんでなくてやっぱり製造をやっているというふうな動き等もあるようですので、私はやっぱりそういう点では、この予算の使われ方は私は十分東日本全体をまず引っ張るような、何といいますか、プラスの効果はあると思いますけれども、やはり出向に関しては、受入れ等についてやはり地元でも知恵と工夫が必要になってきているんじゃないかなと、そういうふうな思っております。

○櫻井充君 今、東日本はというお話がありました。要するに、今後、西日本も含めて全体の景気の底上げになるのかどうかという必ずしもそう

なっていないんじゃないだろうか、そう思っております。

そうすると、もう一つ、今回はっきりしたことがあつて、やはり財政支出すれば景気が良くなっていくんだということです。ただ、単発的な公共事業だけをやって景気を良くしていくということではなくて、継続的に景気回復の道筋を付けていかなければいけないと思つていて、そのために私は個人的には改めての財政支出というのは必要なんではないだろうか、最近そう感じるところがあるんです。これは繰り返しますが、我々が議論していたときには復興需要で国全体の景気の底上げにつながるんじゃないかと思つていたのが、それがそのとおりになってきていないということなんです。

ちよつとこの話に行く前に、財務省として、財政再建を図っていくためにどういうふうな手法を取ろうとしているんでしょうか。今までは税率を引き上げて税収だけを増やすような私は感じがしてならないんですが、この点についていかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) やはり前副大臣でいらつしやいますから、財政の今状況がどうであるかということは一番御認識を櫻井先生しておられるわけですから、社会保険全体が毎年一兆円ずつ公費負担だけでも増えていくような状況の中で、率直に言つてやっぱり予算編成には大変な圧迫感があつて余裕がなくなつてきていると。ですから、どうしても社会保険に対してまず手当てをしなければならぬと。しかし、社会保険の場合、それを手当てするとすれば、どうしても言わば負担の再編といえますか、そういう中で税の引上げという問題も出てくるわけです。

しかし、それだけで本心に、じゃ日本がこの先良くなるかといつたら、私も、全くそれは一つの道でしかなくて、この先やはり四十年代、昭和の五十年代と同じように戦略性を持って、やはりアジアの開かれたあの大きな人口を持っている地域が近いわけですから、そういうところをターゲット

トにして、やっぱり成長するリーディングインダストリーといえますか、そういうものをいかに我々がこの国内でつくっていくかということに我々自身がこれから本格的にやっぱり知恵を出していかなければならないと。そういうところが出てきて初めてやはり国内も活性化をし、雇用が生まれ、増収が生まれると。このいい循環をつくるのには、やはり我々、与党とも相談しながらですけれども、やはりそういう言わば戦略を立てなければならぬときであるというふうに思っています。

○櫻井充君 まず、今のお話の中で、その前に申し上げておきたいのは、財務省のこれまでのやり方というのは、単年度の財政再建には力を入れてきていたと、だけど、それが本当中長期的に税収が上がつていくことを考えてきていたのかという点、必ずしもそうではなかったんじゃないだろうか。

例えばジェネリックの問題一つ取つても、ジェネリックを使うことは短期的に見れば医療財政を改善させるかもしれませんが、先発医薬メーカーにとつて決してプラスにはならないと。これは、もう外貨を相当獲得してきている我が国にとつて大事な産業であるにもかかわらず、そこを後押しする政策には全くなつてきていないと。この一例をもつてして、どうも単年度の財政再建だけやり続けてきたことが結果的には財政再建を困難にしまつていたんじゃないのかなと、そう感じています。

それから、今の社会保障の中で申し上げれば、決して医療や介護というのはお荷物ではありません。ここは相当雇用が増えてきておりますし、それから医療産業というのは、これ全体として今後の成長産業として位置付けていくべきであつて、ここは是非政府にお願いしておきたいのは、説明として、どうも社会保障というのがお荷物で、このところは、ただしお金が掛かるから皆さん負担をお願いしますというような言い方ではなくて、雇用の受皿になるとか、ちゃんと成長戦略と

して大事なところで、これは国としてやらなければいけない仕事なんだと。

もう一点は、アメリカのような民間の保険会社が出てきたときに、決断していい医療が提供されていないと。四千六百万人も無保険者がいて、ああいうような医療制度というのは非常に問題が多いんだと。だから、日本のこのすばらしい医療制度を皆さんが享受されていくというメリットがあるんだということももう少し強く言つていただかないと、ただ何となく社会保障の負担、増えているために自分たちが負担していくんだと、そうでは私はないんじゃないのかなと思つていいます。

そこで、もう一度戻りますが、今の成長戦略というの、これ政府でいろいろつくられていますね。しかし、この成長戦略を実現できる予算が十分措置されているのかという点、私は十分に措置されていないと思つていいます。副大臣でいた当時、成長戦略基金みたいなものを別建てでつくれないんじゃないかと、そしてそのことによつて集中投資していつ、景気を回復していくというやり方も産業を再生して税収を上げていくようなことを考えていかないと、この国はどんどんどんどん縮小均衡の方に向かつていくんじゃないのかなと思つていいますが、この点についていかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) つまり、高度成長時代の日本の言わば通産省を中心に行った選択と集中による経済の中で強い産業をつくっていくというふうな点にもこれは連なる話だと思つています。年金、医療、介護は、確かにこれは単に言わばマイナスのイメージではなくて、ここから派生する産業は、多分、高齢先進地域である我が国でいろいろなのが開発されれば、それは後ろを付いてくる高齢化社会を控えた国々にとっては、私は大きなビジネスチャンスになるものになつていくんだらうというふうに思っておりますので、そうしたことをやはり戦略の柱の一つに据えながら、これからの我々が何で食べていくかということ

知恵と工夫を出しながらやっていくと。

そのためには、例えばお金をどうするんだということになるわけですが、今ですと、産業革新機構は、御存じのように、今ですと、そこでそういう役割が果たせればいいなというふうには思っております。私は、今年成立したJBICについて、もう一つの意味では海外に積極的に展開する例えば企業等に対する枠組み等もつくりましたが、十分これを機能強化を果たしていく必要性があるというふうには、御指摘のとおりだと思います。

○櫻井充君　ありがとうございます。

そこまで御理解いただければ、何とか各省庁からも一度改めて知恵を出させて、財務省として可能な限り予算措置をしていくべきなんではないのかと思うんですね。

研究開発のところも、例えば今後本当に再生可能エネルギーをやっていくんだったら、電池というのはもう絶対的に必要なものになりますよね。これを世界の中でナンバーワンの国になっていくんだとすれば、この分野に思い切つてどんと研究開発の投資も行うし、それから大量生産を行えるようなことも行い、そしてもう一つ大事なことです、いつも標準化で負けております、この国際交渉ごとも含めてツールとしてやっていくという目標をやはり決めていかないと、なかなか再生できないんじゃないのかなと、そう思いますね。

それから、例えばもうちょっと分かりやすい例で申し上げると、港の整備一つ取っても、釜山に今、日本から本来は輸出されるべきコンテナが二百万本ぐらい釜山に行っているわけですね。これを今取り返そうとするというのは、これは成長戦略の中の一つですが、毎年の港の予算というのが約一千八百億、この中から毎年三百億程度、もうちょっとかもしませんが、この程度しか拠出できないと。これが完成するのは十年後なんですね。十年後に安定した航路ができたところ、果たして荷物をもう一度日本に持っていくと

いつでもこれは無理な話ではないのかなと。

ですから、こういうことを考えてきたときには、思い切つてどんと出して、四千億ですから、四千億あれば間に合う事業であればなるべく早くにやると。ただ、現場の方々に伺いますと、今、港使つていますから、四千億出されて一年でやれといつても無理だという話になっているんですが、いずれにしろ、こうやって戦略的にやれば勝てようというところが分かつていても、十分な予算措置されていないんですよ。

だから、財務省、繰り返しになりますが、けちけちけちして、無駄の削減ばかりやるという、これはこれで一つですけど、付けるべきところに対してきちんと付いていないというのもこれまた現状ではないのかなと、そう思うんですね。そういう意味で、改めて大臣の御見解をお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(安住淳君)　私もそれは賛成なんです。神戸と例えば横浜をスーパー港湾にしてやっていくということ、昨年ようやう方針が決まりました。釜山にこれから本当に対抗できるかどうか占うわけでありますが、例えば特定重要港湾も、そうはいっても昭和三十年代から百を超える重要港湾を指定をして、同じような設備投資をやつてきて、そういうやつぱり歴史的な経緯があるので整理統合は大変なやつぱり抵抗に実を遭つたわけですね。

だから、そういうことからいえば、遅いと言われれば遅いわけですが、大幅にやつぱりこの一、二年でかじを切つてきていることは事実でございます。現に羽田空港の二十四時間化も、成田との共存共栄はあるにしても、やはり世界から見たときに羽田の魅力というのは今認識されつつありますので、そういう意味では、選択と集中の中で必要などころには十分予算措置等も含めていきたいと。

しかし、スクラップもやつぱりそれには伴うんだということを是非私はお訴えをしたいというふうに思っております。

○櫻井充君　最後のところ、スクラップもというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、これ、大臣という御見解が分かりませんが、世界の歴史を見ると、対GDP比で二五〇%ぐらいまで耐えた国はありますが、それ以上耐えた国というのは今まで、かつてないんですね。そうすると、我が国がこのままのペースで借金を続けていくとどうなるかという、あと五年程度は耐え得ると思つていらっしゃるんですが、その後は未知の世界に入ってくる。そうなつてくると、財政再建というのはこれ待たないだと思つていらっしゃるんです。

ですが、その中でのもう一度問題点を申し上げておきますが、ある部分の財政再建はしなきゃいけないんです。今、大臣からお話があったとおり、無駄な部分についてはスクラップしなきゃいけないんですが、ビルドする部分が十分でないまま今まで来ていたんじゃないだろうか。このところをきちんとやらないと、なかなか思つていらっしゃるようなことができないんじゃないのかというふうに思つておりますので、改めて御検討いただきたいと、答弁結構でございますので、お願いしたいと思えます。

それから、地元企業の再生のところも、ちよつと私、我々が議論していた当時とやはり違うなと思うところが一点あるんですが、それは何かという、国というのは基本的には、まあ弱者という言葉を使うと怒られるかもしれませんが、そういった苦しい企業を救済していくためにいろんな措置をするべきだと。元氣な企業は自前でやっていけという議論があつた時、四月、五月にはされておりました。しかし、現状の今の地域を見てみると、雇用がなかなか十分確保できない。しかも、安住大臣も御地元だからよくお分かりかと思いますが、失業保険などの給付をそろそろやめてもらわないと、働かなくなるんじゃないかという、そういう声も出てきております。そうすると、もう一度発想を変えて、元氣な企業こそ応援していかないと、早くにその雇用が回復してこないんじゃないかと思うんですね。二次補正のところの予備費で一千二百五十億、たつたかと思ひますが、グループ補助金が付きまして、石巻、気仙沼など三百億前後ぐらいのお金が措置されたことによって、大分地元の企業の皆さんも元氣になつておられます。

ただ、そうすると、今回のその税制ですね、四月以降のずうっとと税制で、元氣な企業を後押しするようなものというのがあるのかないのか、そこら辺の御説明をいただきたいと思ひます。

○副大臣(藤田幸久君)　私も次城で同じような問題意識持っております。グループ補助金、大変役立っておりますけれども、今までは苦しい状態に陥る企業を救済という側面が強いわけですが、これも、やはり頑張つてくる企業に対して支援が必要だろうと思つております。

経過的に今までのことをやってきたかというところでございますけれども、まず一つ、欠損金額のうち震災で損失金額がある場合、その損失金額の全額について二年前まで遡つて還付を可能にするというのが一つであります。それから二つ目は、建物等の資産の代替資産、これは建物、機械、車両等がありますが、それを取戻した場合に普通償却に加えて取得価額の一定割合を償却できるというのが、これが特別償却であります。これが第一弾で行いました。

第二弾の税制としまして、復興特区に係る措置として、一つは、被災者を雇用する企業、これに給与等支給額の一〇%を法人税額から控除できるというのが一つであります。それから二つ目は、設備を取得した場合にその価額の全部を損金算入できるように、即時の償却、あるいはその一定の割合を法人税額から控除できる税額控除等を行つたというのが二点目です。それから三つ目は、開発研究用資産として取得した場合の即時償却と、その償却費の一〇%を税額控除できる研究開発税制の特別措置、こういったことを一、二次と積み上げてきているということでございます。

○櫻井充君 三次はどうなっているんですか。

○国務大臣(安住淳君) この先も、特に福島などを中心とした特例的な措置を考えなければならぬというふうには思っておりますので、必要に応じて、そのほかの被災地等についても今税制的な優遇措置をやっておりますが、そういう中を見ながら、必要であれば随時私としては考えていきたいと思っております。

○櫻井充君 もう一点、願ひは、こういったことを私地元で企業の方々と話をするんですが、なかなか知らない、こういったことをもう少しきちんと広げていた方がいいなと。今日は地方税のこともお伺いしようかと思つたら総務委員会やっているとあるんだそうなのでやめました、例えば固定資産税の減免も、財政措置は今までであるとその地方の自治体の財政力に応じて一部負担金がありましたが、全部除外されて、国で手当てされるような格好になってきて、三千億ですか、計上していますから、こういったことも本当に地域の方々に知つていただいて利用してもらうかどうかというのが大事なことで、この点については御検討いただきたいと思つていました。

あともう一つ、県外企業がその被災地に工場なら工場を建てた場合にはいろんな優遇措置があるようですが、ところが、県内企業がそういう何かまた新たな設備投資をするような場合には県外企業と同じにはなっていないんですね。この辺はむしろ同じにしたいかないと、今申し上げた、要するに元々企業が頑張つていこうというところを応援するというにはなかなかつながらないんじゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 後でまた藤田副大臣からお話しますが、新規に立ち上げる進出企業に対しては五年間法人税については非課税にしたと、そういうことでやりました。これは、例えば大手の企業についても子会社をつくつていただいて、きちんとそこで工場を造るなり人を雇うなりをしていただければ十分この制度は利用をで

きるわけです。なおかつ、旧来、既存である、例えば石巻を含めた水産加工工業については、先ほど藤田副大臣がお話をしたような減免措置や減価償却についてはやつておりますので、それをうまく使つていただいて、雇用を守つていただければそれ相当の措置というものも考えておりますので、今は、現時点では二本立てでやらせていただきたというふうには思っております。

○櫻井充君 もう時間ですので終わりますが、繰返しになりますけれども、やはり地元企業のなるべく早く立ち上がるような政策を取つていかなきゃいけないと思つてですね。

元々企業をちよつと後押ししてあげると、みんな何とかやれますよと。そして、自分たちが雇用しない、本場にまず一つは、その地域から出ていってしまふということ。だから、新しく再生したときに働き手がなくなるんじゃないかというのを心配されているのと、それから、こつやつて仕事をしないと働かなくなる人たちがいっぱい出るんじゃないかという心配をしていますので、民間企業を応援するというのも改めて御検討いただきたいということをお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○愛知治郎君 自民党の愛知治郎でございます。よろしく願ひいたします。

先ほど櫻井委員との議論ですけれども、大まかに、国の戦略に関しても含めていい議論をされていたと思いますが、私も同じ被災地宮城県出身の議員として、まあ櫻井委員も安住大臣も十分分かった上での議論だと思つてお話をいたしましたけれども、仙台市の景気についてお話をいたしましたけれども、誤解がないようにあえて確認をしたいと思ひます。

常に活気があるということは聞いております。それは事実だと思ひますが、ただ一方で、津波の被災地、津波の被害を受けた地域に関して言えば、まだ復旧復興のめどすら立っていない状態であるのは変わらない。そこを誤解されて、もう随分良くなつてきているというのを思われるのはちよつとまだ早いかと。我々はそういう認識をもちろん持つていらっしゃるんですけど、そのことを誤解のないように発信してほしいと大臣にもお願いをしたいと思ひます。

その点の認識について改めて伺います。

○国務大臣(安住淳君) 御指摘のとおりでございます。

で申し上げたいというふうに思ひます。

ちよつと今日は、この被災者の皆さんにかかわる特例措置、国税の特例措置の話なんですけれども、その議論に入る前に、先週ちよつと委員会での質疑をさせていただいたその続きというのを確認をしたいことがあったんで、ちよつとお伺ひをしたいと思ひます。大臣の発言についてであります。

ガソリンをプールにためたらいんじゃないかという発言ありましたが、明確に否定をされまして、それは全く根拠もない話で、全くのガセでして、事実と違ひますと明確に御答弁いただきました。改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(安住淳君) 私もマスコミにいましたんで、なぜこういう話が週刊誌や何かで書かれたかと、一回だけ書かれたんですけど、確認をしたら、そういうふうには私が言つていたというのを又聞き又聞きで聞いたんですね。ですから、メモも全く存在していませんし、私はもうそういう意味じゃ、それはテレビで例えばしゃべつたとか、記者がそれを聞き付けてというのであれば十分私としてはそれに対して反論しますが、全く本当に根拠もないものから、そういうふうには申し上げました。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

私ももうこれ取り上げるつもりはなかったんですが、実は結構意識の高い方々おられまして、関心を持つてこの財政金融委員会もインターネット中継で御覧になつていらっしゃる方がおまして、何人かの方から御指摘を受けました。ちよつと違うんじゃないか、しつかりとたたくてくれというふうに言われたのであえて申し上げますと、私自身もその方の指摘で調べて、どういふことなのか、私も人づてに聞いた話だったのでこの前質問して確認をしたんですが、その方の言うことを伺つて私も確認したところ、実は三月十九日にTBSの番組において御党の、民主党の渡辺周衆議院議員がこう言つておりました、番組の中で、いろいろ

また、先日、補正予算、第三次の補正が通りまして、かなり大規模な予算がこれから付いて執行されていくということなんですけれども、ただお金を使えばいいというのではなくて、先ほどの仙台市の活況というののも一時的なものでありますから、将来の本当の復興、経済の活性化、地域の発展等々含めてうまく使つていかなければいけない、インフラをただお金を使つて何でもいかに造ればいいという話ではなくて、戦略性を持つてやっていかなければいけないと、そのことも改めて

○愛知治郎君 ありがとうございます。

私ももうこれ取り上げるつもりはなかったんですが、実は結構意識の高い方々おられまして、関心を持つてこの財政金融委員会もインターネット中継で御覧になつていらっしゃる方がおまして、何人かの方から御指摘を受けました。ちよつと違うんじゃないか、しつかりとたたくてくれというふうに言われたのであえて申し上げますと、私自身もその方の指摘で調べて、どういふことなのか、私も人づてに聞いた話だったのでこの前質問して確認をしたんですが、その方の言うことを伺つて私も確認したところ、実は三月十九日にTBSの番組において御党の、民主党の渡辺周衆議院議員がこう言つておりました、番組の中で、いろいろ

根も葉もないことではなくて、多分この番組での発言を聞いて、週刊誌は私は見ていないですけれども、それで伝わったんだと思いますけれども、この点についてどう考えますか。

ガソリンが逼迫していたことは事実ですけど、先ほども言いましたけれども、私の父親は、私の実家も含めて避難所にいまして、小学校の、プールというのはどういうふうに使われているかは自分でよく分かっていますから、そういうことは一切ありません。

この点で大臣の認識を疑うつもりはないんですけれども、少なくとも言っていることが食い違っていて、大臣は全くこういうことは話していないと。ただ、渡辺周さんははっきりと、安住大臣が、そのときは国対委員長ですけれども、安住君がこういう発言をしているとテレビの前で発言をされている。ここの食い違いについて私は確認をしたいし、何をもって彼がこういう話をしている

もし、もしというか、大臣が事実無根ということであれば渡辺周さんはまさに事実無根のうそを言っているということになりますので、確認をしたいと思います。

○愛知治郎君 この問題自体は本当に取るに足らない話だと思いますし、こんなことで質疑時間使ってしまうのも私はどうかと思うんですが、大事なことは、その言っていることが違うというのは、私はそのこと自体が問題だと思うんです。

多分、渡辺周衆議院議員が今政府に入つていますよね。改めてこの方にしつかりとこの発言の真意をたゞさなくちゃいけないと思いますが、それは後日にしたいと思ひますので、もし機会があったら、ちゃんと閣内というか、情報のやり取りをして、どういふことがあつたのか確認をしておいてほしいと思ひます。

○愛知治郎君 私が言いたいのは、先日も申し上げましたけれども、発言の重みです。大臣、こういうふうにおっしゃっているんですね。全くのガセでして、事実と違います。そんな非常識なことは全く考えておらないと、中にはそういうふうには誹謗中傷するものもあるという発言をされているんですね。ということは、これからすると渡辺周さんのこの発言というのは誹謗中傷だということととらえられても仕方がないということなんですけれども――まあいいです。

○愛知治郎君 いずれにせよ、その原因というか、最初にネットで話題になったのもこの渡辺周さんの発言からだと思いますので、そこは明確に、否定をするのであれば、お互い話し合って、こういう事情でしたと、これは誤解ですということとを発信するべきだとは思いますが、それはネッ

○国務大臣（安住淳君）別にそれはいいんですが、私はネットなんか一切最近は見ません。それを延々と流して、聞きたければもう私に直接聞いて、また当日の私の行動も全部調べてもらえば。

ですから、私も非常にそういう意味では率直に言つて被害者だと自分で思つてゐるのですから、ただいたずらにこんなことを取り上げてやつたつて何か益があるのかと、無益なことだから私はそんなことは、その後、全くこの話に関して申し上げれば、公の席でも公式の会議でも非公式の会議でも私がそういう話をしたということはマスコミも含めて一切出ていませんから、それは私を信じてもらえばいいと思います。

ガソリン税についてなんですが、ガソリン税についてというかガソリンについてなんですけれども、ガソリン税についての議論、大臣の認識を確認したいと思いました。先日できなかったので改めて伺いたいと思いますが、安住大臣、以前ガソリン値下げ隊を率いて活動をされていたというふうに私は認識をしておるんですが、ガソリン税の暫定税率についてどのような考えを持っているか、今現在ですね、お伺いしたいと思います。

た若手議員がいろいろ頑張ったことは、もう十分サポートはしましたけれども、私が率いていたわけではないんです。

それから、今年に入って、このトリガー条項については与野党合意で一時凍結ということになりましたけれども、この決定については十分私は国対委員長として私自身が判断をしなければならないことだということ、今回これを実施をしております。

○愛知治郎君 トリガー条項云々ではなくて、ガソリンあのかの値下げ隊に参加していたかどうか、どういう活動をされていたか分かりませんか、いずれにせよ値下げ隊という活動があった、それを支援していたというのは事実だと思いますし、その考え方を支持していたと思うんですが、暫定税率を廃止させて値段を下げるという活動だと思ふんですけれども、今現在その暫定税率は、トリガー条項という話ありましたけれども、結局民主党が政権を取った後に維持をされるということになりましたが、この点についての考え方を、大臣の考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) 当時は野党としてガソリンを値下げをしないと、非常に高かったですから、定かな額は今思い出せませんが、百四十円前後で非常に推移をしていたので、やはりこれは値下げをしないと、経済状況の好転のためには私はそれは必要ないんじゃないかという意見で民主党としてはこれは法律を賛成をしないで、失効した形になって、六十日ルールでもう一回戻った。その間、しかしガソリンは下がったわけですね。一時的な混乱を招いたというふうな指摘も十分ありますけれども、しかし、そういう意味では我々が反対したことで現実には二十四近くガソリンが下がったことも事実でございます。

そのことについて今どうかというふうに関わっておるわけでありまして、暫定税率の問題を、その後、我々政権を取った結果的には維持をしております。これは、地球環境の問題と温暖化対策等を考えたときに、やはりこの問題と

いうのはそう簡単に、税収のやはり穴が大きいので、そういう点では維持をしなければならないというふうにかじを切らせてもらったということ、今も維持が続いているということでございます。

○愛知治郎君 では、百四十円ではなくて百七十円、八十円というぐらいのレベルだったと思うんですが、今のその後の考え方、温暖化であるとか、今のその後の考え方からすると、以前切れさせたときの民主党さん、野党であったというの事情はあると思いますけれども、そのときの考え方は間違っていたということ、よろしいんですか。

○国務大臣(安住淳君) そのときの執行部の判断や党内の議論の中で、やはり値段をディスカウントすることによって、政治が言わばこういう価格について、暫定税率の廃止等について決めることができるんだということを国民の皆さんに分かってもらう効果というのは私はあったと思います。ただし、二か月間ではありましたが、その税収に穴が開いたことは事実でありますから、政権運営の中でそれが非常に、結果的には税収の穴をやつぱり埋めなければならぬような状況になつてしまったということからいえば、我々自身も反省しなければならぬことがあると思います。

○愛知治郎君 是非その点を伺いたかつたんですけれども、安住大臣、この財金で別にその経緯を

かかわつてやつていたわけではないと思ふんです。で、私自身はずつとこの財政金融委員会では税法の議論をさせていただいたんで、事実、この委員会に、あの暫定税率をめぐる一連のその委員会運営に、あつては全く議論もされなかつたし、採決すらされなかつた、そのまま失効してしまつたということがあります。これはやつぱり国政上、私は大変問題だと思ふんです。現職の財務大臣、先ほどの認識をお伺いしますと、やはり問題だという認識がありまして、安心してましたが、絶対これはやつてはいけないことだという認識をこれは共有

をさせていただきたいと思ふます。

実は、もう一点、唯一のというか、さつきガソリンが高かつたから失効させた話をされましたけれども、その後ガソリンの値段が下がつたのは、これは国外、国際的な情勢、状況によつて下がつたという認識を私はしておりますけれども、高いから切れさせるという部分に聞いていけば、これは税そのものの考え方の確認をしなければいけないと思ふます。

いいと思います。次に消費税の話をしたかつたんですが、もし高いから国民生活に直接影響があるから下げましようということであるならば、あのとき小麦もたしか高かつたんですよ。それで、あるならば、極論ですけれども、消費税で、小麦が突然値上げをした、国民生活に直結するからこれは値下げをしなくちゃいけない、じゃ、小麦の消費税下げましよう、こういう議論になつてくるんじゃないか、論理的にはですね、高いから下げましようという考え方だ。

私は、これからの税制の議論をするときに、しっかりと基本というベースの議論をして消費税等を含めての議論をしなければいけないと思ふますが、その点についての見解を伺います。

○国務大臣(安住淳君) 御指摘の中でやはり税の安定性というものを担保せよということだと思ふますが、このことについては私も大変共鳴をいたします。

ただ、やはり歴史的に見ると、レンジからはみ出して、それが余りにも国民生活にとつて重大な支障を来すような場合に限り、それは何らかの政府のやはり介入というのはあつていいと私は思つています。それが結果的に税の調整とか、例えば為替で言えばこれは介入ということになるかもしれないが、それまで放棄するものではなくて、やはり安定的な税というものはいずれにしても、しっかりと守るけれども、余りにも、今言つたように、例えば、じゃ、ガソリンが二百円も上がった場合どうするかという、それは放置していい

ということにはなりませんので、そういう意味では、そのレンジをしっかりと守っている範囲ではやつぱり今愛知議員のおっしゃっていることと私は同じでございますが、偏つたときには、しかし多少のやつぱり政府の介入といふか税を含めた対応というのは必要であらうというふうな認識でございます。

○愛知治郎君 ちよつと時間がないんですけど、これはちゃんと議論をしないといけないと思ふますのであえて申し上げますが、我々は、私自身も勉強をさせていただいて、自民党政権時代ずつとその税制を語る上での原則がありました、公正、中立、簡素ということ。それが民主党政権になつてから変わった。

どういう原則だつたか、改めてちよつと伺いた

いんです。

○国務大臣(安住淳君) 透明、納得というのが入りまして、公正、透明、納得。

ただ、この間、中山先生の質疑の中でもこれが出てまいりまして、我が方の五十嵐副大臣からも申し上げましたけれども、実は私、最初聞かれたとき、私も公正、中立、簡素と答えようと思つてぐつと止まつてしまつたんですが、その考え方が放棄されたわけではなくて、それを生かした上で、納税者の今度立場にも少しやつぱり配慮をして、しっかりとそういう点では透明性と、それから納税者の側から見たときにその徴税に対して納得をしていただく努力というものを付け加えたというふうな理解をしていただければ有り難いと思ふます。

○愛知治郎君 その姿勢は確かにそのとおりで、まさにおっしゃるとおりだと思ふますけれども、税というのは、納得を全員にしろといつても、努力をしても、そうしてもらえないというものが議論すればお分かりだと思ふますので、原則論として掲げるのはいかがかと思ふます。

私は、以前のとおりに公正、中立、簡素という原則を掲げた上で、透明性、また先ほど納得を得

るように努力を続けるという方針でいいんだと思いますので、その点は財務省としての方針をもう一回改めて確認をしていただきたいと思います。時間がもうないので、消費税について一点だけお伺いをしたいと思います。

国際公約の話もありましたけれども、今の民主党政権では、法案を提出して、その成立後に国民に信を問うというお話をされておりますが、ここは文字どおり私は全く納得いかない話でありまして、何で成立後に信を問うのか、その前に信を問うて改めて消費税を議論をして衆議院選挙を戦えばいいんじゃないかと思うんですが、これを後回しにするというのはどういった理由なんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 総選挙に関しては、言わば一昨年の総選挙において選挙前に消費税は上げないということは当時の鳩山代表は申し上げておりました。今回も、そういう点ではそれをしっかりと守るということになると思います。

となれば、やはり制度設計をしっかりと、法案を通して、実施の前には必ず信を問うということとでこういう表現になっておりますので、私から見れば、これは矛盾はないというふうに思っております。

○愛知治郎君 それは絶対納得できない話でありまして、ちよつと違う話なんですけれども、例えば構造改革云々という話がよくされていまして、その検証をしつかりしなくちゃいけないと思うんですが、いろんな話をちよつと例示したかったんですが、一点だけ。

タクシ一の規制緩和についてなんですけれども、この経緯について、今日は国土交通省に来ていただいておりますので、規制緩和をいろいろされていきましたけれども、また、よく私は国民の一般の方にタクシ一の規制緩和は失敗だったんじゃないかという話をされていきましたけれども、経緯について伺いたいと思います。

○政府参考人(中田徹君) 規制緩和に係る経緯に

ついてのお尋ねでございますが、これは昭和五十八年に遡りますけれども、臨時行政改革推進審議会、いわゆる行革審における議論が発端でございます。その後、順次規制の見直しを行っていったわけでございますが、平成六年に特に設置された行政改革委員会におきまして、タクシ一を含む全ての運輸事業の分野については、一定の地域ごとに需要と供給を調整して過剰な参入を規制する免許制や総括原価主義に基づく運賃の認可制といった規制は、事業運営の意欲と事業遂行の能力のある事業者の参入や事業拡大を制限し、事業の活性化やサービスの多様化を阻害する要因であるとの議論がされました。

こうした状況を受けてまして、平成八年の十二月でございますが、当時の運輸省は、安全の確保、利用者保護等の必要最小限の規制を除いて、旅客輸送サービスの供給を自由化することにより、事業者の創意工夫及び市場における公正な競争を通じて事業活動の活性化、効率化、サービスの質の向上を通じて利用者の利便を増進を図るため……

○愛知治郎君 いいです。

○委員長(尾立源幸君) 答弁を短くしてください。

○政府参考人(中田徹君) よろしいですか。

○愛知治郎君 はい。

そんなに細かく説明されても、有り難い話なんですけれども、時間があるときはそれで結構なんですけれども、私が自分で申し上げます。

実は、最初に閣議決定をしたのは橋本内閣時代で、国会に提出したのは小渕内閣で、本会議で国会で可決したのは森内閣時代ですね。小泉内閣で施行、実施をしたということで、私自身はこれは大変問題がある規制緩和だと思ひますし、タクシ一業界に関しても、交通に関しても、いろいろ修正をしなくちゃいけないと思ひますが、一般の方に責められるのは、小泉構造改革でとんでもないことをやりやがってと御指摘を受けることはよくありました。というのは、今までの経緯があつ

たんですけれども、最終的に実施したところが責任を問われる、一般にはそういうふうな受け止められるということをお願いしたかったんです。

ということ、今法案を通して方針を決定するけれども、実施前に云々言ひますが、そのときに、その後総選挙を行つて我々が政権を取つていたら実施する側になりますよね。責められるのは我々でありますし、どうなるか分かりませんけれども、そういったまやかしのようなり方を我々は到底承服できない。やるのであれば、国民にまず信を問うて、法案、その政策も提示をした上で、その後、信を問うた後にその政権与党がまた野党と協議をして、改めて法案なり政策なりを提示するべきだと考えています。

その点についての見解、伺いたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) 本場に首尾よく法案が通れば、そういう可能性も十分私はあると思ひます。しかし、今二大政党の中で、愛知先生の所属している党も一〇%の引上げを、例えばこれは具体的話ですから、うたつておられて、次の選挙でも多分そういう御主張をなさると思ひます。そういう点では、どちらが政権を取つても避けて通れないやはり課題であり、制度機能の維持、それから社会保障制度全体のやつぱり見直しというのは、そういう点では必要だと私は思つております。

我が党が政権を取ることを前提にというよりは、日本のやつぱり政治、行政、社会の中で、この少子高齢化に備えてやつぱり税の改革というのはそういう意味じゃ避けて通れない。先ほどのタクシ一の話でいえば、それで我々がもし選挙で敵しい言わば結果を浴びせられれば、我々自身がそれはその責めを負わなければならないということになりますから、そういう点では、私は国民の審判の重さというのは、いずれにしても上げた場合、総選挙をすれば当然受けなければならないというふうに思ひます。

○愛知治郎君 それはもちろん消費税の面もあり

ますけれども、それ以外のマニフェストの問題であるとか政権運営に対する問題であるとか、閣僚等々、内閣の方々の資質の問題であるとか政治と金の問題であるとか、様々な面で審判を受けると思ひます。そのワンスイシューだけではないと思ひますが、いずれにせよ、これだけ多くの、これから社会保障と税の話もあります、消費税というのはいずれかとその政策、中身を提示して、国民の審判を仰いだ上で政策をこの国会に出していくべきだと私は考えます。

時間がなくなりましたので、最後に何かあれば、そのことを問うて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(安住淳君) 御指摘ありがとうございます。

逆に我々も、二十一年度自公政権で作つたこの附則百四条というものをやつぱり守らなければならないということ、今大変厳しい中やつております。政権が替わつても、必要と認めれば、やつぱりお互いそれぞれ担つていける時代にその役目を負つていく。また、野党になれば厳しい立場ではありますけれども、チェックをしながら、お互いやつぱり議会の中で切磋琢磨をしていきながら、必要な政策の継続性というものを図つていければいいなというふうな思つております。

ありがとうございます。

○愛知治郎君 終わります。

○若林健太君 自由民主党の若林でございます。

安住大臣とはこれで二回目、質疑をさせていただきますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今回のまずは震災特例税法改正案について二、三御質問させていただきますと、このように思ひますが、緊急対応の第一弾、震災特例税法、これが成立したのが四月二十七日、参議院本会議での可決によつて成立したわけでありまして。あれからもう半年経過をいたしました。今回の第二弾、半年経過して今提示をされる、ちよつと遅いんで

はないのかと、このように思います。
以前、この財政金融委員会の質疑の中で、今回の第三次補正予算の提出に当たって、遅れてしまったその理由の中に、前政権の末期、政局に時間を取られたと、こうお話がありました。同じような認識でえられるのかどうか、伺いたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) 現に、若林先生にも申し上げたかもしれませんが、代表選挙等あって政権交代があったことは事実でございますので、そういう点でいえばやはり時間のロスの中に我が党の事情もあったということで、私はそういうことを申し上げておわびを申し上げておりました。今も気持ちは一緒でございます。

税制のことで、第二弾でございますけど、これも遅いじゃないかということなんで、私の方から少しおわびもかたがた、全くそれはもう早く出せばよかったわけですが、実は一つ大きなネックだったのが、復興特区制度の制度設計にやっぱり相当、二か月ほど時間が掛かってしまった。この復興特区制度のエリアを決めて、範囲を決めた中で税制をどうするかということだったので、十月の中旬に大きな大枠での今回の提出させていただいた法案が決まったわけでございます。

もう少し、そういう点では自治体も大変だったと思いますけれども、この特区のエリア等についても早めにやっぱり決めていけばもう少し早くできたかなということでは大変反省もしております。

○若林健太君 今大臣から、率直に与党政権運営の混乱からこの対応が遅れたということについてまず確認をさせていただきました。

そして、その上で、確かに復興特区との絡みがあると、それはそのとおりだと思うんですね。しかし、特区にかかわらないような実は制度改正の部分の中にはあるわけでありまして、そこを切り離してでも早く対応すると、こういう取組は本来

するべきだったのではないのか。二輪車の自動車重量税の還付など、被災地にとっても早い対応をしていただくことによって被災地の皆さんにとって大きく復興へ向けた足取りを向けられる、そういうものもあつたと思うんですね。その辺についてはどうでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 御指摘のとおりだと思います。

実は、七月中には第二弾の税法について、当時私は財務大臣ではございませんでしたが、おおよその項目立てはできていたという報告を聞いております。ですから、そういう意味では、間に合えば八月にもその法律出せばよかったかもしれないが、これはやっぱり復興特区の中での税制措置との整合性を考えて今回の同時提出ということになってしまったということなんです。

そういう点では、御指摘のとおり、もう少し早くこれをセパレートしてできるものからというのは、私もそれは選択肢としてあつたものではなかったかなと思うと反省も大変あります。

○若林健太君 ちよつと中身について二、三お伺いしたいと思いますが、新規立地促進税制、これは、投資促進や雇用促進の観点から、復興産業集積特区内の新規立地新設企業に対して五年間法人税を無税として課税の繰延べをしようとするものだと思うんですね。これは目玉のところでありまして、私も、無税と云ってみたい税を免除すると言ってみたり言葉がいろいろ出ているんですけども、実は免税をするわけではなくて課税の繰延べをするんだと、準備金の繰入れですかね。その辺について確認をさせていただきたいと思ひます。

○副大臣(藤田幸久君) お答えをいたします。

五年間、再投資等準備金を積み立てた場合には積立額を損金算入し無税にするという措置がございます。それで、この準備金を活用して設備投資を行った場合に、準備金の範囲で取得価額の全額を損金算入できる、即時償却をします。

ら、その二つを組み合わせたものでございますから、繰延べではありませんけれども、長期的にわたって効果が上がるという組立てになっております。

○若林健太君 言葉を正確に確認をしたいという趣旨で御質問をさせていただいています。要するに、免税をするんではなくてこれは課税の繰延べです、よねと、この確認をさせていただいているので、イエスかノーかでお答えいただきたい。

○副大臣(藤田幸久君) 無税ということでございまして、繰延べ的に効果が上がる形で適用するということでございます。

○若林健太君 副大臣は私の質問を分かっていると思うんですが、要するに、簡単なことなんです。要するに、繰延べです、よねと確認をさせていただいています。

○副大臣(藤田幸久君) 繰延べでございます。

○若林健太君 政策のPRというのをやっていく、これとても重要なこと。多くの民間の皆さんに利用していただかなければならない、そのことによって政策効果を上げるといことは大切なことですが、言葉の使い方はやっぱりしっかり使っていた方がいい。無税と言ったり、新聞によつては税を免除なんというふうに書いてあつたりするわけですが、免除とそれから繰延べは基本的に違いますので、そこを御指摘をさせていただきたいと、こんなふうに思ひます。

さて、これ、しかし様々なその適用に当たつての要件が設定されています。先ほど櫻井委員の質問の中にありましたけれども、新規の設立でなければ駄目ですよと、じゃ既存の会社はどうするの、それじゃ新しく会社をつくってもらえばいいじゃないかと、こういう話であります。なぜこの無駄なコスト、新規会社をつくらなければこの適用にならないのか、その点、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(安住淳君) 先ほど言葉の表現で繰延べじゃないかというのが一つありますが、要する

に、再投資をまたするところでインセンティブを付けますので、そういう点では、五年間税が掛からないということだけは事実なので、そういう表現になっていることだと思ひます。

さて、今の御指摘でございますけれども、やはり私どもの被災地で今最もこの先、今の公共投資以外で大事なことはやはり雇用の確保でございます。そういう点から申し上げますと、この税制を使って新しく新規に企業に進出をしてもらつて、そして立ち上げの段階のころでの入り用なものについては減免措置を講じて、そして雇用をやはり大量につくっていくための税だと思ひます。

もう一方、じゃ既存の企業はどうかということですが、これは例えば財政面での支援と税制面での支援の二重なサポートをすることになっております。それは、中小企業に対する今回のグループ化のお金と、一方で、やはり人をそのまま継続して雇ってもらつたときや設備投資等に対しての減価償却等をやっておりますので、このことと、さらに被災をしたところに進出が難しいであろうところには新しい企業に是非入ってもらいたいという趣旨で、言わばこの二本立てで今回の税制をつくつたということでございます。

○若林健太君 既存の企業、被災していない元氣のある企業も当然あるわけですよね。こういうものに対しては更に後押しをするために適用の拡大をするということを検討するべきではないかと、これが私の意見でございます。今の設計上はそれを想定していないと、こういうお話でありましたが、是非、今後この運用の中でそうしたことも検討をやっぱりするべきではないのかなと。実は、経団連の米倉会長さんも今回のこの制度については大変有り難いけれども使い勝手が悪いと、こういう御指摘をされております。

沖縄金融特区、税制の特典とすれば似たような制度で沖縄金融特区というのがありますけれども、現在、特区によつて新しく立地した企業が十四社、新規雇用は五百五十五人と、こういうこと

で、これは評価をどういうふうに見るかあれですけれども、必ずしもはかばかしくなっていないと。これは十年の見直し規定ですけども、今回、この件について、今後の運用の中でやっぱり使い勝手がいいようにという見直しは不断の努力でやるべきであるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 確かに、実は沖縄の特区は長年自民党の中でも大変工夫をなさって税制もインセンティブを付けてきましたが、税制上これを利用して企業というのはもうごく僅かでございますまして、そういう意味じゃ地元から使い勝手が悪いという御指摘があったのは事実でございます。

今、どういうふうにしたならば、じゃこれを利用してもらえるのかということで、来年の二四改正の中でできるものはやらせていただきたいというふうに思っておりますが、委員御指摘のとおり、制度をつくっても、実際にそれが絵にかいたもちにならないようにするには、やはり定点観測しながら使い勝手のいいものに絶えず直していく作業というのは、余りお役所はそういうことをやりたがらないんですが、私は、今後は与野党で、私も含めて、是非そういう中で使い勝手のいいものに変えていく努力というものをやっぱりやらなきゃならないというふうに思っております。

○若林健太君 今法案について、是非被災地にとって使い勝手のいい形に、そして復興に資するものにするように不断の努力を、今の大臣のお言葉をいただきましたので、お願いを申し上げていきたいと、こんなふうに思います。

先ほど愛知委員から質問がありました。私も今話題の消費税について少しく大臣の認識をお伺いしたいと、こんなふうに思いますが、野田総理は十二月一日の記者会見で、社会保障・税の一体改革に向けて自らが先頭に立つてと、昨日は社会保障改革本部において不退転の決意でと、様々な修飾詞を用いながら消費税増税について決意を表

明しております。

この総理の重大な意思表明というのがありますが、十二月一日のこの意思表明の前に、税をつかさどる安住大臣には何らかの具体的な指示というのはいくらもあつたんじゃないでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) はい。六月にまとめた社会保障・税の改革案を含めて、九月の組閣の時点で私の方には、それに基づいて附則百四条で今年度中に法案を作りたいので、その取りまとめを含めて努力せよという指示書をいただいております。

○若林健太君 消費税の引上げ時期や税率を明示した上でということ、昨日の改革本部においても、年内をめどに社会保障・税の一体改革の結論をまとめる、こういうふうには野田総理発言されておられますけれども、この社会保障・税の一体改革、大綱というのは年内に示されるのでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 年内には素案をまとめて、その素案を基に、総理の言葉を引用させていただければ、各党に提示をさせていただいて、ある時点で大綱にまとめて閣議決定をし、そして法案の作成をした後、年度内にその法律を出すという手順になるというふうに認識しております。

○若林健太君 この素案なるものには、前回の総選挙に際して民主党がマニフェストに掲げていた最低保障年金の部分とか年金の一元化ということについて具体的に織り込むつもりでありますでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) この素案の中には、残念ながら、年金の一元化の方針や法案というのは打ち出すことはできないということになると思います。それについては来年度中の言わば成案を得る努力をします。

つまり、今度の社会保障と税の一体改革の中では、今ある制度の中での言わば財源の不足分を補う等、機能強化を含めてやらなければならぬことに対する今回は成案ということになると思いま

す。公約に掲げました税と社会保障の中でも、特にこの年金の一元化については、もう二年たっているではないかというお叱りはおもひ受けるわけでありまして、この制度設計は、この一、二か月でできるものではありません。

ただ、一つだけ、これはちよつと言ひ訳になるかもしれませんが、実施そのものは具体的に言えばこれは二十五年、三十年先からということになりますので、予算措置が来年度、再来年から急激に必要なものになるわけでは年金改革の場合はないわけですから、しかし、そういう中で一元化をしていくときの整合性をどう図っていくのかということに

関しては、やはりかなりエネルギーを掛けて議論をし、国民的なやり取りコンセンサスを得る努力をしていかなければならないと思ひますので、今回の大綱、いわゆる素案の中ではこれは外れるということになります。

○若林健太君 今のお話でいくと、掲げた本質的な制度改正については先送りをするけれども、当面の手直し、これに対して与野党で合意をして消費税増税に取り組めと、こういうふうに関心するんですね。

しかし、本来は、この今の改正をするに当たっては、どこへこの社会保障を持っていこうとするのか、この話があつて、将来的にこれだけの財源が必要で、目先、そこへ向かつての改革をこうしますと、したがって国民の皆さんに御負担をお願いしたいと、こういう話にならなきゃならないんじゃないでしょうか。この話を全く排除して、目先のことだといってこの大衆課税である消費税の議論を本当にできるんじゃないでしょうか、その辺の認識をお伺いしたい。

○国務大臣(安住淳君) 抜本改革をやるべきだということに対しては全くおっしゃるとおりでございます。

ただ、国民年金の例えば国庫負担分については御存じのように三六・五から例えば五〇にするという中で、これはもう毎年消費税約一％分の、言

葉はなんですが、穴が空くわけでありまして。これをやっぱ埋めていくとか、つまり船を止めてドックに入れて新しいものを、これは例えばですけども、造らないといけないという御指摘はもう十分分かりますが、一方で、国民の皆さんが乗っている船を走り続けさせなければならぬ中で、必要な税のやはり税収というものもあることはもう先生御存じのとおりでございますので、そういったものや、更に言えば、この増え続ける社会保障の中で機能強化をする分、それから逆にそろそろ見直さなければならぬ部分、そうしたものをきちつと整理した上で今回は成案を得るということになると思ひます。

○若林健太君 大衆課税をお願いする今回の消費税についての話、巷間で言われている一〇％への引上げ、これは物すごい負担なんですね。これをするに当たって、この間のＴＰＰも一緒に検討するけれども、どこへ連れていこうとするのかもはっきりさせずに取りあえず課税をするなどというように乱暴な議論、これは甚だ無責任だと、私はこのように思ひます。

さて、その民主党の税制調査会の藤井会長は、十二月一日の役員会で、具体的な増税の時期を年内に明示するのは無理だと、こう発言されておられました。総理と党の間で認識がちよつとずれているんじゃないかと思ひますが、その点、どうでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) いや、法案で提出するときには時期を明示しない法案というのはないわけでありまして、これから議論をしつかりした上で、素案、大綱、そして法案提出の段階で私はやはり時期というものをしつかり書かせていただくことになると思ひます。

○若林健太君 そうしますと、安住大臣は政府税調の会長ですから、党あるいは総理のそれぞれ今ちよつと認識がずれているように見えますが、年内には時期、そして率について明確にすると、こういうことでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 憶測ですが、藤井先生と私話したわけではないので、多分何月何日何時からということではなくて、例えば何年の後半とかそういうことをおっしゃって、あの記事を私見ただけで言えばそういうことであって、何か先送りの印象を与えるような言葉ではなくて、それからいうと、確かに何月何日というところまでの特定は難しいかもしれませんが、何年のおおむね何月からというふうなことは当然法律上書かなければ、これは法律としてやはり一番重要な構成の部分が欠けることに私はなと思いますので、素案になるか大綱の時点になるかは別にして、これはしつかりとやっぱり明示をすべきだと思っております。

○若林健太君 先ほど愛知委員からありました、今、その消費税増税案については法律を成立させた上で信を問うと、こういうふうに通っていますね。安住大臣は多分、本音で言うところこれが極めて詭弁だということについて御承知だと思いますけれども、一体、法律を成立させた後、何を問おうとしているんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) その実施の是非を問うということになると思います。

○若林健太君 実施できるかできないか分からないようなものを法案として成立させる、そんな無責任な与党の提案なんですか。

○国務大臣(安住淳君) しかし、もしそれで消費税を反対だと、撤廃するというふうな党が政権を取れば、それは直ちに立法措置はできるわけですから、そういう意味では国民の皆さんには十分選択肢はあるというふうに思っております。

○若林健太君 我々は立法府ですから、国民の皆さんにお約束したことをこの立法府においてしっかりと成案を得ていく、で、法律を作るに当たってこういう方針でやりたいんだけど国民の皆さんいかがですか、こう問わなければ、法律が成立した後、これを実施したいと思うけどどうですか、こんなふうな信の問い方なんというのは

あるんじゃないか。
○国務大臣(安住淳君) 私の拙い経験ですと、竹下内閣における最初の消費税をつくったときも、選挙は後でございました。ですから、そのときも、公約で消費税を挙げたかどうかは私ちよっと分かりませんけれども、消費税を実施した後、参議院選挙、後に衆議院選挙があつて、自民党は大変厳しい審判を受けましたが、しかし衆議院では政権を維持できたということでございますので、過去の例を全部私調べ上げているわけではありませんが、そういう例というものは決してないわけではないと思います。

○若林健太君 安住大臣からぬ御答弁だと思ふんですね。過去間違っていたから今もいいじゃないかと、こういう話じゃないんですよ、これは。

私は、実は早稲田大学の大学院に通ったことがあるんですね。マニフェスト研究所というところへ行きまして、北川さんから、マニフェスト革命と、こういうことで薫陶を受けてまいりました。あそこ趣旨というのは、日本の民主主義のルールを変えよう、これは前回の総選挙で民主党の皆さんが盛んにおっしゃったことだし、そのこと自身は私はある種共感をすることがあります。そのマニフェストを掲げて責任ある政治をやっていること、こういうことであります。

前回の総選挙において、民主党は、この消費税についてどう訴えておられたでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 街頭演説での訴えとかじゃなくて、正式に言うと、マニフェストに一切記述をしておりませんでした。

○若林健太君 ここへ来て総理もそういうお話をするんですよ。しかし、あのときの党代表である鳩山さんは、その四年間は消費税を上げないと、こう言っているんですね。会社法の中に表見代表というあれがありますけれども、党代表なるものが公にその立場で発言をしたこと、これはまさに組織の決定なんですよ、組織の意思決定なんですよ。

よ。だから、そこでマニフェストに書いていなかったなどというようにことを詭弁を弄するようなことをしてはなりません。

さらに、安住大臣、あなたはこの総選挙に際して、マスコミ各社のアンケートでどのようなお答えをされていたか。毎日新聞あるいは読売新聞のアンケートにおいては、四年間消費税を上げるべきではないと、こう書いておられましたか、覚えておられますか。

○国務大臣(安住淳君) それ覚えていなくて、この間、谷垣総裁から、個別に、いや、毎日新聞でそう答えているって聞いて、ああ、そうでしたかと、本当に失念を。

ただ、しかし、皆さん、消費税を任期中に私たちも上げるわけではないんです。二〇一三年の九月までに消費税を上げるわけではなくて、その実施は、ですから審判を得るということをし上げています。若林先生から見ればそれは詭弁ではないかと、先生に限らず大変お叱りを受けるわけがありますけれども、ただ、私が申し上げているのは、何か法律を施行をして、もう上げてしまつてから、国民の皆さんに、それは全くだろそをついたというふうな御指摘ありますけれども、そうではなくて、実施の前には必ず審判を仰いで、もしそれが本当に民主党のやっていることはおかしくて、消費税を上げないと言つていた政党が勝てば、そこで消費税を上げることは多分物理的には難しくなるわけですから、そういう意味では、納税者といいますが、有権者の皆さんから見ると審判は、私は同じであらうと思っております。

○若林健太君 今、大臣はきつとお答えになりましたが、自らこの話が極めて詭弁に満ちているということを感じておられると思うんですね。なぜなら、我々は立法府として法律を作ることが仕事ですね。法律を作る、どういう方針でどういう施策を立法していくかという約束をして、この議席を得ているんですね。その約束したときに、四年間上げませんと、こう言っておいてですよ、

施行期日はその先だから、立法だけこの四年間の間にやって、それは違いますと、そんなことが通ると思いませんか。

今、立法するということと施行時期との時間を使い分けてまさに詭弁を弄しようとしているわけですから、こんな役人じみた話が政治家として通ると思いませんか。

○国務大臣(安住淳君) そういう批判があることはもう重々承知の上で私もお話をさせていたたいしております。

消費税を前面に掲げて選挙をやらなかつたというのに関しまして、全くおっしゃるとおりでございます。自民党は附則の百四条にのつとて税制の抜本改革ということはマニフェストに掲げておられましたし、参議院選挙でも一〇%ということをおっしゃっております。我が党も、ひもとけば二〇〇四年には消費税八%で実は参議院選挙に勝たせていただいております。岡田代表のときですね。そのとき私もわかりましたけれども、いづれにしても、厳しい審判をいづれお互い有権者の皆さんに受けるわけですので、任期中で様々やらせていただいたことに對しては、当然我々はその厳しい審判にさらされることを自覚しながらいろいろなお願いをこれからもしていくし、そういう中で批判もあるかもしれませんが、何とか年度内に法案は提出をさせていただきたいというふうに思っております。

○若林健太君 これはかりとうとちよつと話の前に行きませんが、民主主義の、民主主義政治のことなんですよ。民主主義の、民主主義政治の、日本の民主主義政治の根幹にかかわる話だと。私は、民主党が前回の選挙でマニフェストを掲げたことについてある種共感を覚えていたと先ほどもお話ししました。であるとすれば、しつかりそのルールを守るべきなんですよ。そのルールを守らないというふうな姿勢がまさに政治不信を招くし、日本の民主主義を非常に後退させる危険がある、だから私は認められないと。

実は、野田総理は、同じようにこのアンケートの中でこういうコメントを書いているんです、読売新聞のアンケートですけれども、任期中は消費税を上げない、引き上げるときは引上げ幅や時期、目的を明確にして、選挙で国民の審判を受けてから行うべき、当面は徹底した行財政改革を行って必要な財源をつくり出すと、これは今の野田総理のアンケートでのコメントです。この言葉と今やろうとしていることの整合性についてどう思われますか。

○国務大臣(安住淳君) これも批判あるかもしれないけれども、恒久財源としてはしかし二・六兆、まあ十六・八兆には遠く及ばないじゃないかと、これも大変批判を受けますが、やっぱりこれから、これと謝野前大臣の言葉を借りれば、自民党、当時の財務大臣でございましたけれども、大化の改新以来、これはもう延々とやり続けなきゃ駄目だと。このリストラを含めて、官の改革、また我々政治の側の改革はほとんどやっていくと。それをやっぱりやりながら、ゴール点がない、終着駅のない闘いなので、それをやっぱりやりながら、一方でやっぱり税のお願いをしなくていいという趣旨だというふうに私は思っております。

○若林健太君 時間が参りましたので今日の質疑はここまでと、こういうことでございますが、私はやっぱり民主主義はルールが大切だと、このように思います。そういう視点でこれからもこの点については議論を続けてまいりたいと、こんなふうに思います。

どうもありがとうございます。

○荒木清寛君 それでは、まず震災特例税法改正案につきまして質疑を行います。

第一弾、そして今回の震災特例税法はいずれも阪神・淡路大震災の措置をベースにしております。しかし、そもそも今回の東日本大震災は、津波、原発被害など特殊事情を持っておりまして、阪神・淡路とはその点が違うわけであります。被災者負担軽減の観点から、こうした特殊性を

踏まえた措置が、第一弾、第二弾の、特にこの第二弾の震災特例税法ではどのように講じられておるのか、説明を願います。

○国務大臣(安住淳君) 確かに先生御指摘のとおり、第一弾につきましては阪神・淡路の例に倣いまして、それぞれの立法減免措置を講じました。しかし、これが地震・津波災害であって、あのときの対応だけではとても対応できないということ、実は七月の半ばには所得税、法人税、資産税、消費課税の中で様々な減免が必要であろうというところで、各自治体からの意向等も踏まえながら考え方というものを実はまとめております。

しかし、その後、実は先ほどもお答えをさせていただきましてけれども、特区の問題が出てきて、ここにおける税制の在り方をどうするかというところで時間を割いてまいりました。結果的にそうしたことがあったことで今回の提出になってしまったわけですが、この中には特区の中における、例えば都市計画等に係る特別控除制度、さらには先ほどから指摘があります法人税の減免措置、阪神大震災にはない地域再興のための税制というものも備えましたので、是非これを速やかに成立をさせていただきたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 次に、この第一弾の震災特例税法を含め、今回と併せまして、この被災者に対する税法による減税額が幾らになるのか、特にそのうち被災中小企業に対しての減税額の内訳がどうなるのか、お尋ねします。

○政府参考人(古谷一之君) まず、四月に成立させていた第一弾の減収額でございますが、約一千億円程度と見込んでおります。それから、また、今回お願いしております第二弾の減収額は、復興特区に係る減税措置を中心に約六百億円程度と見込んでおります。

ただ、限られたデータで被災状況ですとか被災地の設備投資の統計をかなりマクロ的に私どもも使える資料でこうした推計をしておりますので、残

念ながら被災中小企業に特定をした減収額というのはなかなか計算が難しゅうございまして、できておりませんのが現状でございます。

○荒木清寛君 もちろん、この被災地に対する経済的な支援はこの税法の措置だけではないわけですが、ただ、第一弾、第二弾合わせまして千六百億円という規模はまだまだ力不足ではないかという感じもいたします。

今後、原発への対応等が本格化するわけでありまして、そうした意味では更に次なる負担軽減措置、税制面での負担軽減措置も講じていく、そういう方針があるのかどうか、大臣にお尋ねします。

○国務大臣(安住淳君) 先生からの御指摘のように、これで十分だというふうに断定できるものも私もありません。これからこの減免措置の施行を見ながら、更に足らざるものは十分補っていくとともに、特に御指摘がありました福島等については、さきの衆議院での委員会等においても、また閣僚懇においても担当大臣の方から、福島の再生特別法の制定をしたいという平野復興大臣からの話もありましたので、そうしたものがもし作られるというのであれば、当然それに伴う税制の面からのサポートというものも出てくると思っております。第三弾についても必要に応じて十分対応していきたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 次に、この法案、改正案にありま事業承継税制の配慮措置についてお尋ねいたします。

これは評価をするわけですが、確認をしておきますが、直接この事業用資産がダメージを受けた、損害を受けた被災地の企業に限らず、直接はそうした資産、事業用資産に対する被害がなくとも、取引先がそうしたことになる間接的にその企業が大きな被害を受けたというようなケースについてもこの事業承継税制の緩和措置というのは適用できるのかどうか、この点、確認しておきます。

○国務大臣(安住淳君) 今先生から御指摘のように、直接でない間接的な被害についてもこれは当てはまるのかという御指摘でございます。

御存じのとおり、売上げが大幅に減少をして、被災地に本店なりを置いている、そういうところについても雇用の維持の確保等についての緩和要件を御存じのとおり設けましたし、間接的な被害についても今回は対応をしっかりと措置しておりますので、そういう意味では、直接だけでなく間接的な被害についても手当てをできる制度になっております。

○荒木清寛君 是非、多くの企業がそうした適用対象になるような運用面での努力も要請をいたします。

ちよつとこの法案とは離れますが、この事業承継税制は、我々自公政権時代、法案も作って実現をしまして評価を受けているわけですが、ただ、その後、やはりもう少しこの使い勝手といいますか、適用要件を緩和してもらいたいという要請を毎年の税制改正の折に中小企業団体の皆様から受けております。

具体的には、雇用の八〇％の継続という要件についてもう少し緩和してもらえないとか、あるいは五年間の事業継続の義務付けの点ですとか、あるいは事業の後継者についてもその資格の限定があるわけですが、その点ももう少し配慮ができないかとか、いろいろ少し要件が厳し過ぎるのではないかとという要請もずっと受けているところでございます。

こうした点は税制改正に当たってももう少し工夫をした方がいいと私は考えておりますが、その点、政府税調の方では今検討がおりますか。

○国務大臣(安住淳君) 経営承継円滑化法ということで設置をしていただきました、これは経済産業大臣の認定ということになります、今委員御指摘のとおり、八割の雇用の維持とか、それから株式の保有の継続等代表者の問題、こういう問題について、言わばこの税制を活用しようという中

小企業、零細企業の社長さん、特に息子さんなんかには継がせたいという方々にとりましてはデフレの経済の中では非常にその使い勝手が一部悪い部分があるんで、特に雇用等の問題ですね、指摘は十分私のところにも届いております。

現在、ですから、そういう点では大綱の中でこの問題をピックアップをして議論をしている最中でございます。

○荒木清寛君 是非、更なるそうした改善を要請をしておきます。

次に、今度は二十四年度税制改正について、特にこの自動車重量税、自動車取得税の廃止問題についてお尋ねいたします。

民主党の税制調査会は、来年度税制改正の重点要望の中で、自動車重量税及び自動車取得税の廃止等を強く政府に求めています。こうした要望が与党側から示された背景がどこにあるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(安住淳君) 車体課税全体について、我が党としては総選挙のときに、これをシンプルに簡素化していくことを実は訴えております。そうしたことからいえば、今の重量税、特に、それから地方税に係るこの取得税等について、二重に課税をされている、非常に車に対する、特に特例部分がありますので、重いのではないかと。そういう中で、今現在、政府税調に対して党側から委員御指摘のような、言わば減免を含めた、廃止を含めた見直しをするようにできないだろうかという意見もあります。

ただ、他方、近年、やはり地球温暖化対策に対する税制措置等も必要になってきますし、また、自公政権下から行われていたエコカー減税、これが非常に低炭素化車の普及に役に立っておりまして、産業構造の変化をもたらすぐらいのやはり流れだということに思っています。

ですから、そういう点から勘案すれば、これは率直に言うと、財政当局から見れば穴が非常に大きいうございます。自動車重量税は七千直近でい

えは二百億円、また取得税は一千九百億円強でございます。そうしたことからいえば、代替財源等の確保が本当に付くのかどうか。さらに、地方六団体はこれを廃止するのはまかりならぬということで、そういう要請もありますので、そうしたことを総合的に勘案しながら、今週中には結論を出したいというふうに思っております。

○荒木清寛君 私は、この点では与党の要望に全面的に賛同いたします。

先ほども与党の櫻井前副大臣が、仙台の繁華街ですが、あるいはホテルは大変な賑わいだっただけども、名古屋に行ったらもう全く数年前の様相とは異なっていた、こういうお話であります。私、名古屋に住んでおりますけど、もう要するに、リーマン・ショックからやっと立ち直ったかというときにこの震災が起き、そしてもうこの円高、そしてさらにはタイの洪水ということで、本

当に、もうまさに製造業が非常にピンチなんです。ね。そういう中で、円高対策について、では、政府、日銀が本当に大胆な手を打っているかという

と、私にはそうは見えない、という中で、もうまさに、何といいますが、そういう中で何とかこの国内市場を活性化できないかということでそういう提案があったものと承知しております。

これは自動車業界、あるいは労働組合も、こうした重量税や取得税の廃止による経済効果について言われております。三十六万人の雇用維持・創

出につながる、あるいは産業の空洞化の防止ができる等々のアピールをされておまして、私はそれ

は、十分これは今打つべき手だというふうに考えておるわけですけど、そういう見合いの財源が、すぐに来年度の税制の中で帳じりが合わないければやらないというようなことで本当にこの苦境が乗り越えられるのかという点は、大臣はどう考えておりますか。

○国務大臣(安住淳君) 自動車産業が我が国にとつてどれだけ重要であるかと、私の宮城県にもセントラルの本社も来まして、非常に、そうい

う意味じゃ、九州、名古屋、さらに東北地域というのは自動車の言わば拠点基地に今なりつつあるわけでありまして。そういう中で、先生の御指摘と

いうのはもう十分私も分かります。

ただ、やっぱり一方で、これはエコカー減税等々の対応もやってきておりますので、これが来

年切れると。これと、今御指摘のあった取得税、重量税、これをどういうふうに考えていくかとい

うことを少し整理をしなきゃいけないと私の中では思っております。私なりの考えは政府税調の中

で今後どこかの時点では取りまとめに当たってお話させていただきたいと思いますが、重量税や取得税の問題というのは、やはり来年度すぐにと

いうのはなかなか難しいとはいえず、消費税を含む抜本改革の中で当然議論をすべきことであるとい

うふうに思います。

ユーザの負担を軽くしていくという観点からも、我が国の基幹産業に対する言わばこういう課

税の在り方というのは十分見直してもいいと思いますし、一方で来年の税制に対して全くそういう

手当てをしなくていいのかといえ私は必ずしもそうではないと思っておりますので、そこは期限の切れ

るエコカー減税をどうするか等について十分考えながら、自動車業界、一〇〇％納得をいただくと思

いは思いませんけれども、しかし、今よりは前進をするような考え方というかそういうことを取りま

とめていきたいとは思っております。

○荒木清寛君 今週末にはということですから、十分に注目をしております。

最後に私からも、先ほど若林委員が言われたことを含めて、消費税問題についてお尋ねいたしま

す。

先日発表されました毎日新聞の世論調査により

ますと、消費税増税法案を国会に提出する前に衆

議院を解散をすべきだという意見が民主党支持層

でも五一％ということになりました。あるいは

共同通信の世論調査、十二月五日、同じ時期に発

表されておりましたけれども、増税法案の成立前

に解散をすべきという意見が、成立前ですね、こ

のアンケートは、増税法案の成立前に解散をすべ

きだという方が、引上げに賛成している層でも三

七・五％と最も多かった、全体から見れば五〇・七％が増税法案の成立前に解散・総選挙をすべき

だ。

○国務大臣(安住淳君) もう御指摘は大変重く受

け止めて私はやらなければならないと思います。

ちよつとこういう数字もあるんです、先生。実

は、復興増税に関しては、同じ共同通信の調査で

は、今回実は法案が通る前の賛否は拮抗しており

ました。どちらかというと、所得税や法人税につ

いては反対の方が少し上回っておりましてけれど

も、皆様の賛同を得て成立した後の世論調査でも

もう一回確認をしたら、良かった、賛成だ、どち

らかといえ賛成を含めて八二％、これはまた反

対だ、どうしても駄目だという方は一五％であり

ます。

ですから、私はやはり政治の意思というのを

しっかりと示して、世論というものは確かに

それは厳しいところはあると思います。ただ、消

費税の引上げについては、どの調査を見ても大変

反対と拮抗しているということは、国民の皆さん

も消費税の必要性を十分感じておられると思いま

す。むしろ、我々がそれをやる、我々に対する不

信感だとも思いますので、それを払拭をしなが

ら理解を得られるような努力というものを私はや

っぱりやっていかなければならないというふうに

思っております。

○荒木清寛君 終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

だきたいと思ひます。ミクロの問題とマクロの問題ということで質問させていただきたいと思ひます。

まず、ミクロということで、先週発表になりました公務員宿舎の削減計画についてお伺いしたいと思ひます。

その中で、まず朝霞の、これまで何度も話題になっておりますけれども、公務員宿舎についてですけれども、昨年の十二月の二十四日に、この朝霞もそして杉並の方南町の住宅についても再開する、事業を再開するという判断を財務省内でのチームで出したということですが、その後震災が起きました。そして、震災から六か月以上もたつて、九月の十五日に野田総理は本会議で、これは真に必要なものだから着工をしないだ、まあ着工された後ですけれども、真に必要なということ

を言っていたわけですが、それから二週間ちよつとの十月三日には五年間凍結という判断をして、そうした指示を安住大臣に出したということですが、我々判断の結果は知っておりますけれども、九月十五日からどうしてこの十月三日まで短い間に百八十度違う判断をしたのか、その理由を聞いておりませんので、その理由についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(安住淳君) 確かに御指摘のとおり、一旦事業を行うという方向で結論を出しました。ただ、その後、三月の十一日の大震災があつて、これはちよつとやっぱり考えなきゃならないんじゃないかといううなことはあつたんです。中西先生がおっしゃるように、しかしそうはいつても本会議で答弁はしたじやないかといへば、事実でございます。

私、総理の気持ちを私が全部分かるわけではございませんが、私は一つ感じておりましたのは、私自身も申し上げますと、やはり国会での御議論というのは非常にやっぱり私は重かつたのではないかと思ひます。御党の小野先生からもありまして、また公明党の白浜会長からも、やはり今の

世論というものを考えるべきではないかと、自民党の塩崎先生も衆議院でも御指摘がありました。つまり、与野党の中で、この事業決定に対しては、やはりほとんどの党がこれに対してはやはり慎重になるべきだという意見があつたので、それは総理はそのことに耳を傾けられて決断をなさつたというふうには私は理解しております。

○中西健治君 当然こういう反応になるだろうという予想をすべくたつたのではないかとということなんです、問題は、そうした以前の判断ということについて、間違つていたのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 宿舎の一五%削減ということに対しては、私はそれはそれで一つの結果であつたと思ひます。自衛官、消防署員、さらには海上保安庁等、やはり勤務上必要なものというのは当然ありますから、一定の私は宿舎は必要であつて、全廃すべきという立場でこの問題をとらえてはおりません。

ただ、朝霞の方針も、十数個ある宿舎をまとめて一個にするということであれば、合理的な考え方の一つではありましたが、新たな建設というの、やはり国民の皆さんから見るときに、やはり批判の対象になるということに対して、もう少しやっぱり早い段階から気付くという方法もあつたのではないかなというふうに思つております。

○中西健治君 違約金は幾らになつたんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) まだ話し合ひをしている最中でございますので、正確に額が確定したわけでもございません。

○中西健治君 確定したときには公表するんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 当然そうなると思ひます。

○中西健治君 私も全廃せよと言っているわけではありませんが、昨年時点で国家公務員の

宿舎は約二十二万戸ありました。そのうち、三つのカテゴリーに分かれているわけですが、公邸、議長の公邸ですとか、これが二百戸、そして無料宿舎と呼ばれているところが一万八千戸、そして残りの、全体の九割近くを占めているのが有料宿舎二十万戸ということですが、まず確認しておきたいんですが、今日資料も提示させていただいておりますけれども、この離島や山間へき地の場合の〇・二万戸、二千戸と、それから刑務官や自衛官のように、居住場所が官署の近隣地に制限されている場合の一・三万戸、これが無料宿舎という理解でよろしいでしょうか。これは政務官にお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(吉田泉君) 御指摘の二つの類型が法律に基づく無料宿舎であるというのは、そのとおりでございます。

○中西健治君 そうしますと、この資料でいいますと、一番と三番が無料宿舎ということになるわけですが、二番と四番と五番の三つは有料宿舎ということでしょうか。

○大臣政務官(吉田泉君) 四番目のこの緊急参集要員の類型の一部について無料宿舎が二千戸ほどございます。これは、へき地にいる防衛省の人間でございます。

○中西健治君 そうなりますと、三つのカテゴリーのうちの大部分が有料宿舎ということだろうというふうには思つておりますが。

これ、大臣にちよつと法律の趣旨についてお伺いしたいんですが、そもそも国家公務員宿舎法では、なぜこうして無料宿舎と有料宿舎の概念を分けているのでしょうか。真に必要で国が自前で用意すべき宿舎は無料宿舎だけということが法の趣旨なんではないでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 法律上は、勤務する、例えば自衛隊なら基地の中とか、そういうところに隣接して居住しなければならぬということとは、居住の自由を著しく制約するということを前提

に、これは無料ですよというふうになっているわけですが。

じゃ、ほかの家賃を取つての宿舎はどうなんだということなんですが、率直に申し上げて、これまでの戦後の例でいえば、やっぱり福利厚生目的で、戦後は特にこの会社もほぼ社宅を造りまして、それは東京において家を持つことが難しく、それは公務員も例外なくそういうことがあつて私はそういうふうになつてきたんだと思ふんです。それが、円滑な業務に資するという目的で公務員宿舎法なんか書かれてきた経緯だというふう

に思つておりますが、ちよつと話を先に行きますと、ですから、今回、福利厚生を目的とする宿舎についてはこれは今後は造らないということの方針として決めたということでございますが、今ある宿舎、ありますね、これを全く全部スクラップにするのももつたないし、またこれも緊急参集要員等、国会で本場に徹夜をしている官僚の皆さん等もいますので、様々な制約を掛けますが、家賃を上げさせてもらつて、運営、管理、維持費はそこで自己完結できるように値上げというものをしつかりやつて管理をしていくということ

を前提に有料宿舎は残していくということにさせていただきます。

○中西健治君 保有資産を全部売却すれば約一・七兆円になるということは財務省自身が説明をしていることですから、私自身は二十二万戸のうちのこの二十万戸、有料宿舎についてはやはり売却をして、これ単純に計算しますと一・五兆円を超える財源が出てくるということになりますので、こうした資産は国が持っているべきではないというふうには考えております。

今お話の出した、国会対応で深夜、早朝の勤務を強いられるからできるだけ職場の近くに住む方が体が楽というのは理解はできるわけですが、だからといって、なぜ国が自前の宿舎を用意しなければならぬのかということについてはやはり考えなきゃいけないと思ふんです。

第五部 財政金融委員会会議録第六号 平成二十三年十二月六日【参議院】

今回の計画には借り上げの活用という視点がすっぱりと抜け落ちておりまして、今後の課題の中で一言だけ触れられているという程度です。で、やはり私は、基本は各職員が自分で住む場所を借りてそこに住宅補助を出すということが必要なんではないかなというふうに思っていますが、そちらについていかがですか。

○国務大臣(安住淳君) 委員の御指摘の部分は入っております。借り上げについては今後具体的に検討もしていきます。

私も残すと言っているのは、宿舍としての利用価値がまだあるもので、しかし、実際調べると、藤田副大臣は歩かれたので、もし必要であればそれは御報告いたしますけれども、実はふだん市販されている宿舍サイズと公務員の使っている宿舍は全くサイズが違います。本当に小さくて、普通のマンションなんかとは全く違う造りになっていて、売却をするよりはもう本当に壊して更地で売ってしまうところについては、当面利用させていただくというところについては、当面利用させていただくというところでございまして、山手線の内側についても、基本的には緊急集要員を除けばこれはもう廃止をする方向でやりますので、批判というものはいろいろあるかもしれませんが、是非御理解いただければと思っております。

○中西健治君 一点だけ。

大きなことではありませんけれども、衆議院の方の決算行政監視委員会の行政監視に関する小委員会、宿舎に住んでいる人のタクシードルなっているんですかという質問が出ておりました。これ財務省預かりだと思えますので、タクシードル、幾ら年間払っているのか、教えてくださいます。

○大臣政務官(吉田泉君) 平成二十二年度の実績ですが、財務本省タクシードル、これは屋、夜合合わせた総額でございますが、一億六千三百万円になりました。

○中西健治君 マクロの方の質問に移りたいと思

います。

資料をやはり御用意させていただきました。欧州経済金融危機といいますと、どうしても欧州大陸に目が行くわけですが、そして財政再建をしなければならぬという論旨で強調されがちですけれども、海外の事例を参考にすれば、キヤメロン政権下、緊縮財政に先行して乗り出したイギリスの現状をしっかりと認識しておくべきなんではないかというふうに思っています。

財政再建を目指した緊縮財政ですけれども、生産性の低下、成長の鈍化によって、財政バランスの回復には当初より大きく時間が掛かる見込みとなっております。公的部門の純借入れは二〇一五年から一六年度で、今年の三月時点の予想では二百九十億ポンドとなっていたのが、直近、十一月の予想では倍近く、五百三十億ポンドの予想に上方修正されています。また、そのため政府支出の凍結を、二〇一五年から一六年度までの予定から、二〇一六年から一七年度まで延長するということになりました。

このイギリスの例は、緊縮財政によって財政健全化を目指しても、外的要因やまた財政の緊縮性そのものによって成長が妨げられてしまうと、更なる緊縮を進めるしかなくなるという危険性を示しているとも考えられます。負のスパイラルと言わないまでも、縮小が更なる縮小を呼んでしまっているということなんではないかと思えます。

用意しました資料では、イギリスの戦後公的債務の対GDP比、戦後すぐは二〇〇%を超えていたものが着実に減少されていった様子がグラフを通して見て取れるわけですが、その際、注意していただきたいのが、高インフレによって実質債務削減が助けられたのはほんの二年か三年でして、あとの時期、大部分は、高い名目成長率と実質成長率を保つことによって、結局、税収増加で債務を減らしていったということになります。

我々はこれまで無駄を省くことを訴えています

が、歳出削減を求めているわけではありません。無駄な歳出を減らせば、それも財源でありますから、減税しながらでも、それ以上に無駄を省けば他の場所で歳出が拡大ができるということになってまいります。

成長がいかに大事かということについて財務大臣の見解をお聞きしたいんですが、来年度予算編成において重点的に拡大する場所、縮小する場所について、現在のお考えを伺いたいと思います。特に成長という観点でどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(安住淳君) 国会が開会中でございますので本格的な予算編成はまだ事務方の調整をしている最中でございますが、本当にこれ国会がつ閉じるか分かりませんが、そこからもう猛烈な勢いで編成をしないといけないことになるので、今確たることを申し上げることはできません。

ただ、イギリスのまず例を申し上げると、やはり確かに戦時下から直後のイギリスというのは、成長率が平均すると大体六%台で二十年推移をしていることは事実でございます。

ただ、この間の人口動向を私、先生からの質問があったので調べていただきましたが、やはり六十歳以上の方は九%台でアベレージで来て、二十年たつても一になっただけなんです。その間、働き盛りの方々の人口というのは実は五千万から五千四百万人に増えていると、ここがやっぱり決定的にちよつと日本と違うのかなと思っております。

しかし、改革をやりながら、実はこれオズボーン財相という大変若い蔵相が今イギリスのこの財政運営の責任者で、私、親しくしているんですが、同じようにやつぱり思い切った教育予算や福祉予算に切り込んでいって、これは大変な社会不安も起こしたけれども、今は非常に落ち着いたと。しかし、一方で、やはり人口がなかなか伸びないの成長が鈍化していると。これはEUの関係もあると思うんですね。

ですから、そういうことでいえば、やはり改革をしていかなければ成長というのは望めないんだということは、一つの示唆としては十分、先生の御指摘というのは当てはまるというふうに思っております。

今後、成長の問題については予算編成過程の中でしっかりと、雇用の拡大を見込めるような分野に対して予算措置というものを講じていきたいと思っております。

○中西健治君 時間が参りましたので、今後、成長という観点から、次は通常国会になつてしまいかもしませんが、議論をさせていただきます。

○大門実紀史君 大門でございます。

本法案については賛成でございますので、既に議論も尽くされているようでございますので、ほかのテーマをちよつと質問させていただきます。

来年度予算に向けて重要な被災地の中小企業支援の問題ですが、まず、中小企業等グループ補助金について質問いたしますけれども、これは被災地の中小企業の大変強い要望でございましたし、安住大臣の御指示もあつて予備費で一千二百四十億円が計上されたということでございます。

先日宮城県でお話を聞きましたけど、大変喜ばれておりまして、最も被災地にストリートに役に立った補助制度じゃないかなと思っております。あの時点で安住さんが予備費支出の判断をされたというのは大変な英断だったと、私は本当に敬意を表したいと思います。野田さんだったら判断できなかったんじゃないかと本当に思います。

その上で、今現在の、数字が動いておりますけれども、事業採択状況について、ちよつと数字を中小企業庁から報告してもらえますか。

○政府参考人(宮川正君) お答え申し上げます。まず、一次公募でございますけれども、これは

八月五日に交付決定を行っております。これは二十八グループ、三百十六社でございます。国費で百十九億円、県費も合わせまして百七十九億円の採択をいたしております。

それから、二次公募でございますけれども、これは交付決定を十一月の八日にやっております。三十八グループ、四百二社、国費で百五十六億円、県費も合わせまして二百三十四億円を採択しております。

それから、今委員御指摘のように、予備費一千二百四十九億円を活用いたしました三次公募も既にやっております。これは十月の十九日から十一月の八日まで実施をしております。現在、各県において、交付決定に向けて審査、手続を行っているところでございます。

○大門実紀史君 全体でも二千億、県費含めて二千億を超える規模で、二千七百ぐらいの企業に対して補助が行われているという状況でございます。このグループ補助というのは個々のお店や工場の再建の費用に充填されるということで、二重ローン対策が遅れているわけですけれども、そういう方々が事業再開で新たな借金をしなくて済んだり、あるいは借金をする額が減るということになりますから、二重ローン対策としても非常に重要なわけで、むしろこれが今最大の二重ローン対策になっているということも言えるわけですね。

ただ、宮城県の資料を見ますと、三次募集では申請した方々の事業規模は一千九百七十六億円、ただ、宮城県の割り当てられた予算は一千九十二億円ということで、事業規模の五五％ぐらいしか予算がなかったと、つまり、規模を減額して採択してもらったか不採択になったかどちらかで、除外された部分があるということです。

もちろん、これダブって申請とかいろいろありますので、その差額そのものが全く却下されたというふうには簡単には言えないんですけれども、少なくとも、どれぐらいの規模かというのは一概には言えないところありますが、更なる予算措置

が必要だというのはもう明らかだと思っておりますけれども、中小企業庁としては来年度に向けてどれぐらいの予算要求をされているんでしょうか。

○政府参考人(宮川正君) お答え申し上げます。各県からの要望を踏まえまして、平成二十四年度予算におきましては、復興枠として現在五百億を要求させていただいているところでござい

○大門実紀史君 これは来年度予算ということですね。私、何度も現場へ行っているのは、来年度予算、つまり来年の四月以降の執行で間に合うのかなと、あとの人たちが、という率直な心配があります。ただ、これは募集時期とかまだまだ申請に至らない、復興が見えないところの問題もあるんで一概には言えませんが、ひょっとしたらその前に措置が必要かなというふうなことを思っております。

額も、これは難しいところありますが、県の要望を集めたとおっしゃいますけど、県は実態をつかんではいるとは限りません。むしろ、例えば安住さんとか私の方がちよつと感覚的にもうちよつと分かるんじゃないかなと思います。その感覚で聞くと、私は五百億では足らぬのじゃないかなと、少なくとも数百億から八百億ぐらい、一千億とは言いませんけど、それぐらいは今の不採択とか見ている必要じゃないかなと思っております。

安住大臣はちよつと被災地何度も、特に石巻なんか見て、どうでしょう、五百億で足りるんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 今回の交付内示は今やっている最中でございまして、私、中小企業庁本場に頑張っていたので、例は出しませんが、具体の、しかし、私のところでは、床屋さん、八百屋さん、酒屋さん、着物屋さん、そうした商店街の皆さんにも幅広く今回交付ができたということで、非常に、この間戻ったときに、これは一息ついて勢いが出たと皆さんおっしゃっております。

した。これで私が行ったところではお店を再開できるめどが立ったというようなこともありまして、私は、行政が行う補助制度の中では極めて、何といいですか、効果のあるものであったと思います。

今後どれぐらい必要かということなんですが、それは私は出す側なんで、私から中小企業庁に予算要求するわけではございませんから、事情は聞きますけれども、確かに大門先生がおっしゃるように、この制度がいいということでもまた今広がり始めているんで、茨城とか、特に福島はちよつとこの先、原子力の問題というまた別の要因がありますが、そういう中で、真に必要なものについてはやっぱりグループ化をやった方が立ち上がりやすいということであれば、額を今幾らとは言えませんが、それに応じて皮膚感覚で私も決断をしていきたいというふうに思っています。

○大門実紀史君 例えば、石巻は採択率が九十九％ぐらいあるんですよ。気仙沼は九割ぐらいあるんですよ。例えば宮城県でいきますと、仙台市の沿岸部、やられたところはまだほとんど申請もされていないし、多賀城、塩竈辺りも遅れていると。したがって、宮城県だけではありませんから、しかも福島もありますので、ちよつと心配な額だなと思えますけれども。

いずれにしても、中小企業庁が五百億、実際にもう要求しているということでございますので、これは安住大臣、少なくとも一円も削ることなく満額回答をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) ですから、震災復興に関する予算については、私はもう就任当時からけちするなとずっと省内でも実は言っていますので、必要に応じてこれは十分予算措置をしていきたいと思っております。

ブって申請を出してきたりしている、これはもう全く基礎的なミスだと思えますけれども、そういう例をうまく選別しながら、必要なものをピックアップして予算要求していただければというふうに思っております。

○大門実紀史君 私は別に中小企業庁の回し者ではございませんので、被災地の率直な最低限の金額じゃないかなと、五百億というのは、申し上げておりますし、財務省はそういうこと分かります結構あつたうだ削ったりしますんで、これはもう一円も削らないでむしろ増やしてほしいなと、安住大臣の決断で増やしてもらいたいというふうに思っています。

次に、二重ローン対策そのものでございますけれど、これは岩手県の産業復興機構が第一号の買取り案件を買取りをいたしました。これは、かねてから申し上げてきたとおり、小規模のところを買取りになるということで、私は大変いいことだと思っております。従業員も数人規模、売上も二、三千万ということで、当初、特に自民党の皆さんは政府の産業復興機構は大きいところしか救わないファンダだから駄目だ駄目だとおっしゃっていましたけれども、実際にはそういう小さいところが救われたということでございます。

今後、これは第一号だからアナウンスメント効果というよりも、やっぱりこういう小事業者、もちろん大きいところも中堅も救ってもらいたいですけれども、こういう小事業者の買取りをきちつとはじくことなく進めてほしいと思いたすが、いかがですか。

○政府参考人(宮川正君) お答え申し上げます。今委員御指摘のように、産業復興機構では第一号案件が十一月の十七日に買取り決定をいたしました。これは津波によりまして、店舗、工場が流失、全壊いたしました、従業員五名の小さな小規模な会社、家族経営の会社でございまして、沿岸南部の老舗の和菓子店でございまして、こういったことでございます。

今後のことでございますけれども、実は現在各県で産業復興相談センターがございまして、こちらの方には実際には小規模事業者の方々から数多くの相談が寄せられておりまして、ざっくり言って全体件数の中で六、七割は小規模の事業者の方でございます。こういうこともございまして、当然のことながら産業復興機構におきましても、支援機構、新しい支援機構でございまして、これが設立までの間はもちろん、支援機構の設立後にあつても、引き続き私どものこの機構の方も小規模事業者を含めしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 もう一つは、この前与野党全体で通した再生支援機構の方ですけれども、これはやつぱり早くても来年三月以降になるということで、今の産業復興機構はできるだけ年度末に向けて頑張ってもらいたいと思います。ただ、再生支援機構の方もできるだけ早く相談窓口をつくらうということになっておりますし、準備室も今準備をしているところですが、この前、被災地の方に聞いたんですけれど、二つの機構ができて両方とも頑張ってくれるのはいいんだけど、その相談窓口が二つに分かれたり、あちち行ってくれこち行ってくれなんて言われたら、もう俺たちは現場は困るんだという話があります。

そこで、その再生支援機構も準備室ができて事務方がもう配置されておりますけれども、この産業復興機構の方も産業相談センターつくられていきます。是非、相談窓口は国会のいろんなことがあつて二つになりましたけれども、被災者の人にとっては関係ありませんので、やつぱり一つの統一した窓口を少なくとも年内から来年初めにつくっていくというようなことで検討してほしいし、相談してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(宮川正君) お答え申し上げます。今の委員御指摘のように、支援機構と各県の産業復興相談センター又は産業復興機構、これ併存

することによりまして現場において被災事業者の方々の混乱を来さないということがポイントだというふうに思っております。

参議院でのこの新しい支援機構法案での附帯決議でも、両制度の利用しやすさを第一に考えて業務運営における密接な連携等を確保することということとされております。当然のことながら、被災者の皆様方の便利さを考えていかなければならないというふうに考えております。

中小企業庁といたしましても、利用者の立場に立ちまして、お互いの連携の在り方、特にたらい回しなどということがないように、またどちらに行ってもきちっと相談ができるように関係者とも調整をしてまいりたいと、かように考えております。

○大門実紀史君 是非よろしく願ひします。

最後に一点だけお願いを申し上げておきますけど、さっきの買取りで小さいところが、陸前高田の第一号が買取りされました。あれは、実は岩手銀行の案件だと思ふんですけれども、是非、大きな地銀が主導権握りかけているところも実は御指摘したとおりあつたわけですから、宮古信金とか幾つかの信用金庫がございまして、信用金庫の借り手こそ一番小さな事業者で、借金そのものが大変傷ついておりますので、是非その信金の案件も目配りして頑張つていただきたいというお願いを申し上げて、今日はこれで質問を終わります。

ありがとうございます。

○中山恭子君 たちあがれ日本・新党改革の中山恭子でございます。

まず、震災特例税法改正案についてお伺いいたします。

被災地の税務執行が円滑に行われているか心配しておりますが、被災地の税務職員が必死の努力を重ねているという報道がありまして、少し安堵しているところでございます。

まず、住宅ローン控除の特例について伺いま

す。

今後、本格復興に向け高台への集団移転などが進むと思われますが、実際には移転先の候補地の選定や地権者との話し合いが付かないなど問題が山積していると聞いております。こうした中、震災税法では震災により自己の所有する住居が居住できなくなった被災者が住宅を再取得した場合の住宅ローン減税が拡充されることとなっております。ただ、この特例の適用期間が二年後の平成二十五年十二月三十一日までに新築等をした住居に居住しなければならぬといった条件が課されておまして、これは厳しいのではないかと考えております。

なぜ二十五年末という設定になっているのか、動かす可能性はないのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(安住淳君) まず、中山先生からも仙台国税局管内の職員のことをお心遣いいただきまして、ありがとうございます。実は、三千二百三十一人おられて震災で一人お亡くなりになったということでございまして、現在延べで一万三千人の応援をいただきまして、私の地元の石巻は実は、例えば石巻税務署、五十人の定員でございまして、常時九十人の応援体制でやらせていただいております。

広報作業等も、新聞に書いていただきましたけれども、税金をお返ししますということで、宣伝広告じやございませぬが、一軒ずつ目に届くように地元の河北新報等を使って広報を今やらせていただいておりますので、全力で、全国から支援をしたいというふうに思っております。感謝を申し上げます。

さて、住宅ローンの件につきましては、実は同じように二十五年末とするとということについて、やはり短いのではないかと御指摘を何度かいたしております。現行の住宅ローンの控除制度そのものが二十五年末ということで今こうして決めましたが、先生の御指摘でもござい

し、私も実はそう思っておりますので、延長したいというふうに思っております。

○中山恭子君 ありがとうございます。集中復興期間が五年間ということですので、少なくともこの五年間の措置としていただきたいと思っております。

大臣おっしゃいますように、十一月十六日の河北新報でも、仙台国税局で被災者から相談を受けるために全国からの、局内はもちろん全国からの応援をもらつて動いているという報道がございました。平日だけの電話相談を土日祝日も実施している、回線がいっぱいになった場合には東京国税局職員が電話に出るといった措置がとられているといったような河北新報の記事がありまして、頑張っているなと喜んでるところでござい

ます。もう一点この法律について、先ほど荒木委員からもお話がありましたが、今後やはり原子力災害からの復興に向けての取組が焦点になると考えております。政府税調のヒアリングに対して、内閣官房からは、原子力被災地の産業復興、生活基盤整備、住宅取得促進等のため、企業、個人に対して税制上の措置を講ずるようとの要望が出ていて聞いております。もう一弾、第三弾目として、原子力災害に係る税制措置を今後の震災復興の税制対応についてしっかりとやっていただきたいと思ひますが、安住大臣のお考えをお願いいたします。

○国務大臣(安住淳君) 先ほど、荒木先生からも同じ御指摘がありました。当然、この福島に関しては特別法の制定というのは来年視野に入ってくると思ひますので、これに伴う関連する税法のやはり在り方というのも議論を当然しなければならぬと思ひますので、現地の対応、現地の事情に沿つた、県民の皆さんにとってメリットになるような税制の在り方というものも考えていきたいというふうに思っております。

○中山恭子君 この福島の問題というのは難しいかもしれませんが、でも多くの被災者の方が困難

な状況にあると思いますので、是非温かい目で対応していただきたいと考えております。

この際、一つ心配している法案がありまして、今衆議院で審議されているかと思いますが、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案、私は給与減額法案と呼んでおりますが、この減額措置についてお尋ねしたいと思います。

この給与減額法案では、課長以上が一〇％減、課長補佐・係長級が八％減、係員は五％減、ポーンスは一律一〇％カットとなっております。被災地で懸命に働いている国家公務員にも適用されます。この場合、国会議員も当然含まれるものと考えますが、その点はいかがでしょう。

○国務大臣(安住淳君) 国家公務員の皆さんには大変申し訳ない気持ちでいっぱいではありますが、しかし納税者の厳しい今の経済状況や被災地での状況を考えたときに、七・八％トータルで引下げをということで法律をお願いしましたが、目下、私が聞いているところでは与野党で協議をしていると、ただ、なかなか国会中はどうも難しいのではないかとこの記事が出ておりました。

今後、人勸のありよう等をめぐって、やはりコンセンサスを得て、国民の皆さんから見たときに、公務員も努力をしているという姿は一方でやっぱり必要な部分もあると思いますので、是非成案を得ればと思いますけれども、しかし先生から御指摘のあったように、税務署、自衛隊、大変頑張っているところも確かにありますので、その若い人たちに對するやっぱり考え方というのも少し工夫があっても、私は個人的には少し考えてもいいのかなというふうに思っております。

○中山恭子君 国家公務員、もちろん一般職だけではなくて、私も国会議員についてももしそうであれば、当然減額措置をとる必要があると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(安住淳君) 総理は三〇％、私も二〇％もう返納しておりますが、国会議員の先生方には、私、国対委員長で西田先生に怒られまし

たけれども、今国会中に三百万円、三百万ですが、引き下げていた。だいて、もう既に先行実施を国会では、マスコミの皆さんは誤解なさっておりますが、もう既に五十万ずつ引き下げて、年間本当に一〇％強の引下げをしております。今後、来年以降どうするかについては、私は是非与野党で議論をしていただければというふうに思っております。

○中山恭子君 この措置は、給与を減額するということは全ての国家公務員に対して所得税を課するというのと同じ意味を持ちます。一〇％所得税を増税するという、しかも対象が国家公務員に限ると。もし税を掛ける場合、このような不公平、公正でない税の掛け方というのがあり得るでしょうか。大臣、どうですか。

○国務大臣(安住淳君) 確かに、特定の職種を例えばターゲットにして、その職業に就いている者だけ給与を例えば減額をするということは、多分所得税の課税の原則からいえばあつてはならないことであると思います。

ただ、資本主義といいますが、市場経済の中で会社運営をやっているところの皆様が例えば労働組合なんかと話し合つて給与をどう決めよう、それは別に我々が関与するところにはないわけでありますが、ただ、公務員の皆さんの場合は、これは民間とは違つて、今御指摘もありましたような人勸制度でやつてきて、労働制約の下でやつてきておりますので、そういう点ではやはり、しかし国民の皆様からの理解を得られる範囲の中で、公務員の皆さんの生活の支障がないように是非考えながら、しかしこういう国家財政の折なので御協力をお願いしたというのが実情でございます。

○中山恭子君 公正の原則から考えて、財政事情によつて特定の者に対して不利益をもたらすということは、これは憲法違反に当たることだと考えております。その点十分、大臣御自身でもしっかりお考えいただきたいと思つています。

この増収額二千九百億円、復興に回すと思いますが、国家公務員そんなに豊かではありませんので、減収となつた場合には、これは必ず消費を下げてしまひます。経済効果からいっても全くプラスの効果、復興に使つたにしてもプラス効果はないはずでございますので、そういった意味でも何のためか。もう単に公務員たきをすれば人気を得られるというポピュリズムのためだけではないかと思われるような措置でございますので、この点は、やはり税を担当している以上、公正な公平な政策を取つていただきたいと考えております。以上で、もし何かお考えがありましたら、私の質問はこれで終わります。

○委員長(尾立源幸君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(尾立源幸君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、塚田君から発言を求められておりますので、これを許します。塚田一郎君。

○塚田一郎君 私は、ただいま可決されました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党及びたちあがれ日本・新党改革の各派共同提案による附帯決議を提出いたします。

案文を朗読いたします。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災からの復興と被災者の生活再建に資する観点から、震災特例税法の執行に当たつては、税制上の手続等をより簡便かつ公平に行ひ、被災地間で運用上の差異が生じないよう、十分に配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾立源幸君) ただいま塚田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(尾立源幸君) 全会一致と認めます。よつて、塚田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、安住財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。安住財務大臣。

○国務大臣(安住淳君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(尾立源幸君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(尾立源幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

(参照)

(中西健治委員資料)

「宿舎を提供する必要がある職員の類型と戸数」 前回削減計画との対比表

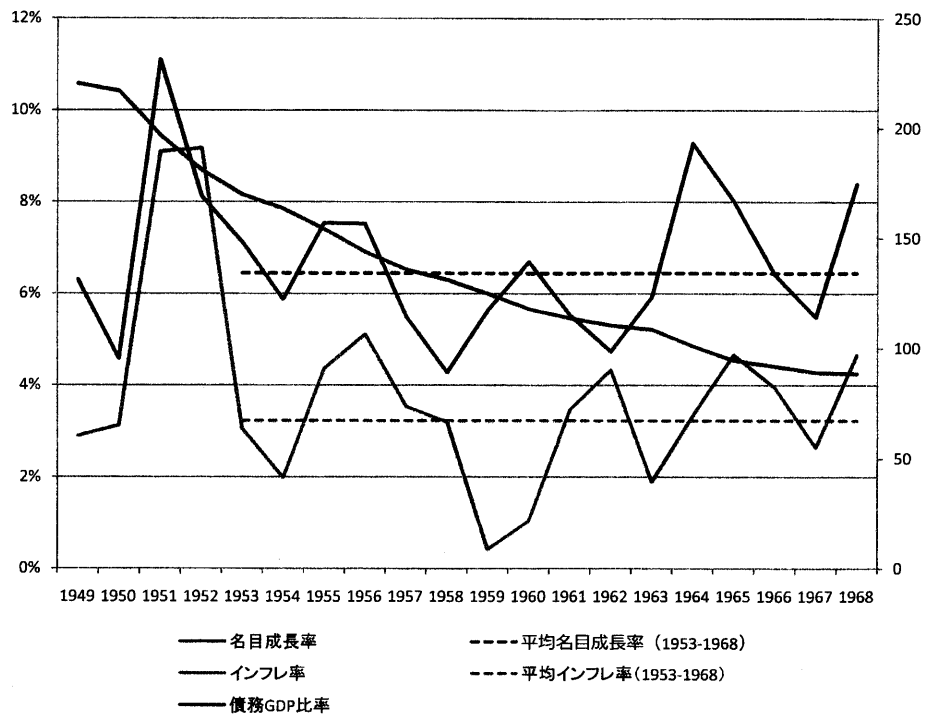
区 分	必要戸数 (万戸)		
	PRE戦略 (H22/12/08)	今回削減計画 (H23/12/01)	差
①離島、山間へき地に勤務する職員 (自然保護官事務所職員、ダム管理所職員等)	約 0.4	約 0.2	▲ 0.2
②頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 (司法関係職員、国税職員等)	約 9.5	約 5.2	▲ 4.3
③居住場所が官署の近接地に制限されている職員 (危機管理要員、刑務官、一部の自衛官等)	約 1.3	約 1.3	± 0.0
④緊急参集する必要がある職員	約 3.9	約 8.3	+ 4.4
⑤深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員 (国会対応、法案作成及び予算等の業務)	約 1.4	約 1.2	▲ 0.2
新規採用職員(今回計画からは削除)	約 1.2	—	▲ 1.2
国から移行した独立行政法人の職員(今回計画からは削除) (試験研究機関の職員等)	約 0.4	—	▲ 0.4
合 計	約18.1	約16.3	▲ 1.8

2011年12月6日 参議院財政金融委員会

みんなの党 中西健治

出所:財務省発表資料に基づき中西健治事務所作成

イギリスの公的債務／GDP比率



債務GDP比率は右軸、それ以外は全て左軸
実質GDPは2008年価格

2011年12月6日 参議院財政金融委員会

みんなの党 中西健治

出所: Office of National Statistics "United Kingdom National Accounts - Blue Book 2011
及びIMF "A Historical Public Debt Database" に基づき中西健治事務所作成

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税法第五十六条廃止に関する請願(第三三三三号)

一、消費税の大増税への反対に関する請願(第三二四号)

一、消費税増税に反対することに関する請願(第三二五号)(第三二六号)(第三二七号)(第三二八号)(第三二九号)(第三三〇号)

一、消費税の増税反対、緊急に暮らしにかかる消費税を減税することに関する請願(第三五六号)

一、消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることにに関する請願(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)

一、応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化し、消費税の税率アップを行わないことに関する請願(第三六〇号)

一、消費税増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願(第三六一号)

一、震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願(第三三八号)(第三三九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三三号)

一、消費税の引上げや大衆増税反対に関する請願(第四〇八号)

一、消費税増税撤回に関する請願(第四〇九号)

一、消費税率の引上げや大衆増税反対に関する請願(第四一四号)

一、国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求めることにに関する請願(第四一五号)(第四一六号)

一、消費税増税に反対することに関する請願(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二一号)(第四二二号)

一、消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることにに関する請願(第四二三号)(第四二四号)

一、公務員の年金制度改革に関する請願(第四二五号)

第三三三三号 平成二十三年十一月二十一日受理
所得税法第五十六条廃止に関する請願

請願者 鳥取県米子市道笑町三ノ一〇六
岩田雅枝 外九十八名

紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三二四号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税の大増税への反対に関する請願

請願者 石川県金沢市本多町一ノ一三ノ一
森智子 外九十九名

紹介議員 井上 哲士君

長引く深刻な不況の下、暮らしは、収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増えて苦しくなるばかりである。社会保障の費用は、大型公共事業の無駄遣いや大銀行救済に湯水のように税金を注ぎ込むのをやめ、使い道を変えれば確保できる。消費税率を三%に戻すことこそ、家計をあたため、景気回復につながる。消費税は、金持ちには負担が軽く、庶民には重い最悪の税金である。消費税がある限り、とめどなく増税計画が企てられる。消費税はもととなくすべきものである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税の大増税をきっぱりやめること。

第三二五号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税に反対することに関する請願

請願者 静岡市駿河区中島四八〇 興津佳枝 外千二百三十三名

紹介議員 井上 哲士君

政府は、東日本大震災と福島原発事故によるかつてない被害からの復興と社会保障の充実を口実に消費税増税を行おうとしている。生活費に税金を掛け、弱い者に重い負担を押し付ける消費税

は、中小業者の経営を脅かし、景気を悪化させ、被災者の生活再建や社会保障の財源に最もふさわしくない。税制の大原則は、「生活費に税金を掛けない」ことと、「能力に応じて公平に税金を負担すること」であり、この原則を踏まえた税制によって財源を確保すべきである。

第三二六号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税に反対することに関する請願

請願者 京都府乙訓郡大山崎町円明寺北浦
二ノ一三 四辻恵 外千二百三十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三二七号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税に反対することに関する請願

請願者 北海道滝川市東滝川町一ノ四ノ五
竹永理恵 外千二百三十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三二八号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税に反対することに関する請願

請願者 東京都江東区大島四ノ一ノ一
一、二二七 島袋勝子 外千二百三十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三二九号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税に反対することに関する請願

請願者 北海道石狩市花川北六条五ノ六二
青柳一雄 外千二百三十四名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三三〇号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税に反対することに関する請願

請願者 大阪府大阪狭山市半田二ノ二二四
ノ六二ノ一〇五 山下清己 外千二百三十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三五六号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税の増税反対、緊急に暮らしにかかる消費税を減税することに関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市南町一ノ一七ノ三
永田正子 外二百四十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第三五七号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることにに関する請願

請願者 東京都江東区東陽一ノ一九ノ一八
小倉公子 外五千七百九十九名

紹介議員 田村 智子君

国民・中小業者の収入が減り続ける一方、大企業はばく大な利益を積み立てている。財界の要求どおりに法人税率を引き下げれば、国の税収は九兆円も減少し、財政再建も社会保障の充実もできない。消費税増税をやめ、国民生活を豊かにしてこそ、自立的な財政再建の道が開ける。大もうけを上げる大企業や富裕層に応分の負担を求め、国民・中小業者が安心して暮らし、営業を続けるための対策こそ急ぐべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税を増税しないこと。大企業・富裕層へ適正に課税すること。生活費に税金を掛けないこと。

第三五八号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることに関する請願

請願者 大阪市港区弁天五ノ六ノ一九 水田清文 外五千八百二十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第三五九号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守ることに関する請願

請願者 静岡県掛川市上西郷四、〇六〇ノ七 山崎良子 外百三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第三六〇号 平成二十三年十一月二十一日受理
応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化し、消費税の税率アップを行わないことに関する請願

請願者 長野市浅川押田二九九 倉島祐子 外三千二十三名

紹介議員 井上 哲士君

構造改革路線の下で社会保障費の自然増さえ圧縮されるなど、制度改悪が続いた結果、国民負担は際限のない上昇を続け、雇用破壊が深刻化し、貧困と格差が拡大する中、経済的理由から医療・介護から排除される人が増え続け、命を落とす事例も後を絶たない。政府内で検討されてきた制度改正の内容を見ると、患者・国民負担の一層の拡大など、相変わらずの改悪内容となっている。それだけでなく、後期高齢者医療制度の見直しを契機に、医療保険制度の再編（都道府県単位化）や保険給付範囲の縮小など、国の責任と負担を大幅に後退させ、国民と地方に責任を押し付ける内容が盛り込まれ、これでは、皆保険制度は崩壊し、状況が更に深刻化する。国民の命（生存権）を守るためには、社会保障予算を大幅に増やし、安全で行き届いた医療・介護を実現することが必要である

り、安全・安心の社会を実現し、日本経済を再生させる道でもある。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、応能負担原則に基づき、大企業等への課税を強化し、消費税の税率アップは行わないこと。

第三六一号 平成二十三年十一月二十一日受理
消費増税反対、住民税を元に戻すことに関する請願

請願者 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡一ノ一四ノ一八 鈴木宗次 外十九名

紹介議員 田村 智子君

収入が減り続ける一方で、値上がり続ける税金や保険料を払い切れず、健康保険証を取り上げられて医者にかけられない人が激増し、生活に欠かれない財産を差し押さえられる人も増えている。憲法は、国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持つこと、国はそのために義務を負うことを定めている。貧困と格差が社会問題になる中で、財政問題を口実に、中・低所得層に負担を押し寄せし、医療・年金など社会保障を切り縮めるやり方は、今すぐ改め、軍事費や大規模開発などの無駄遣いをやめるとともに、大企業、大金持ち減税を元に戻し、能力に応じた公平な負担により財源を生み出すべきである。

ついては、国民の暮らしと中小業者の営業を守るため、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税の税率は引き上げないこと。免税点など改悪消費税は元に戻すこと。中小業者の記帳義務要件を大幅に緩和すること。

二、住民税の一律一〇％は元に戻し、地方税を含む税制全般に、憲法の要請する能力に応じた公平な負担の原則を貫くこと。大企業・大金持ち優遇減税をやめ、適正に課税すること。

第三三八号 平成二十三年十一月二十四日受理
震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

請願者 三重県四日市市赤堀南町二ノ二〇 小林久哲 外八百十三名

紹介議員 井上 哲士君

三月一日、太平洋東北沖を震源地とする巨大地震が発生し、これによる大津波が東北から関東にかけて太平洋沿岸の広範な地域を襲い、二七、〇〇〇名余りの犠牲者、多数の家屋施設の流失、広大な地域の水没など、大規模な被害が発生した。地震と津波で東京電力福島第一原子力発電所が損壊し、放射能漏れという非常事態が続いている。東日本大震災は、一瞬にして地域社会、経済を崩壊させただけでなく、素材、燃料などの生産拠点にも被害が生じ、被災者救済の停滞や労働者の雇用にも影響するなど、二次・三次の被害を大きくし、影響は極めて広範である。それだけに、大胆な被災者・被災地支援、復興・復興事業の実施が求められている。一九九五の阪神淡路大震災からの復興も教訓に、被災者の住宅や営業再建への支援など、マイナズからではなくせめてゼロスタートを求める被災者の要求に応える必要がある。被災者に自己責任を強制し、開発優先、経済活動重視の復興事業となれば、格差と貧困は固定化され、地域社会再生を困難にする。それは過去の災害の教訓でもある。被災地の復興を円滑に進めるためにも、日本社会全体での雇用の安定や、最低生活を保障する医療、福祉、教育制度の整備などの施策拡充が重要である。大震災被災者や原発事故被害者の生活再建を最重視し、地域社会の復興と地域経済の再生・復興を最優先した震災復興策の具体化を求める。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、震災復興事業を円滑に進めるため、財政の無駄を削るとともに「震災復興債」を発行して巨額な内部留保を蓄積している大企業に引受けを求め、必要な財源を確保すること。

被災者を苦しめ、消費を更に後退させる「復興税」などの庶民増税は行わないこと。軍事費削減や不要不急の大規模プロジェクトを中止して公共事業を組み替えるなど、国の歳出を被災地復興事業や生活・仕事再建、雇用安定に集中すること。

第三八九号 平成二十三年十一月二十四日受理
震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

請願者 奈良市芝辻町一ノ五ノ七ノ二〇五 草野晶子 外八百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九〇号 平成二十三年十一月二十四日受理
震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

請願者 北海道根室市光洋町二ノ一五ノ三 九 池本修 外八百十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九一号 平成二十三年十一月二十四日受理
震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町二ノ一九ノ五 村井恭子 外八百十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九二号 平成二十三年十一月二十四日受理
震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

請願者 埼玉県入間市扇台一ノ一ノ一六 一二 徳江明末 外八百十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第三九三号 平成二十三年十一月二十四日受理
震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

震災復興事業を円滑に進めるための財源確保に関する請願

請願者 大阪府富田林市西板持町七ノ七ノ
三七 森香苗 外八百十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三八八号と同じである。

第四〇八号 平成二十三年十一月二十四日受理
消費税率の引上げや大衆増税反対に関する請願
請願者 大分市種具七八ノ五 吉田孝治
外五百八十七名
紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第四〇九号 平成二十三年十一月二十四日受理
消費税増税撤回に関する請願
請願者 長崎市新戸町二ノ九ノ一二 塩塚
理人 外八百七十九名
紹介議員 大久保潔重君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第四一四号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税率の引上げや大衆増税反対に関する請願
請願者 埼玉県蕨市錦町三ノ三ノ二三 田
中純一 外千五百七十五名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二六二号と同じである。

第四一五号 平成二十三年十一月二十五日受理
国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求め
ることに係る請願
請願者 東京都杉並区南荻窪一ノ二八ノ二
〇 清原泰子 外四十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二七四号と同じである。

第四一六号 平成二十三年十一月二十五日受理
国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求め
ることに係る請願
請願者 埼玉県大里郡寄居町寄居一、一九
八 坂本マサ子 外二百二十八名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四一七号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 新潟県魚沼市佐梨一、一〇五ノ五
八 高村秀雄 外千三百九十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四一八号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 徳島県阿南市横見町高川原八〇ノ
二 早川政範 外千三百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四一九号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 北海道旭川市永山六条八ノ二ノ一
二 山内千枝子 外千三百九十九
名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四二〇号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 横浜市鶴見区朝日町二ノ八八 菅
野正幸 外千三百九十九名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四二二号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 群馬県前橋市青柳町八七五ノ一九
池田誠 外千四百四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四二二号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税に反対することに関する請願
請願者 大阪府藤井寺市御舟町三ノ三 川
端恭司 外千三百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第四二三号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経
営を守ることに係る請願
請願者 東京都新宿区余丁町六ノ二四ノ五
〇一 妹尾眞弓 外二千二百四十
七名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四二四号 平成二十三年十一月二十五日受理
消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経
営を守ることに係る請願
請願者 高知市鴨部二ノ一五ノ一四 西岡
知江 外二千二百四十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四二五号 平成二十三年十一月二十五日受理
公務員の年金制度改革に関する請願
請願者 大分県豊後大野市三重町上田原六
五五 神田武 外千六百九十九名
紹介議員 吉田 忠智君
我が国は、本格的な高齢社会となったが、長生
きして良かったと実感できる活力ある長寿社会の
実現が急務となっている。誰もが安心して暮ら
すことができる社会保障制度の構築、公務員が心置きなく職務に専念
し、国家・社会の発展に貢献できる公務員制度の
確立を求める。
ついては、次の事項について実現を図られた
一、公務員の年金制度改革に当たっては、その職
務の特殊性、有為な人材の確保について十分配
慮すること。

平成二十三年十二月十九日印刷

平成二十三年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局